

文化行政における政策評価の二試案 DEAによる公共ホールの効率率的運営に関する研究(注1)

教育委員会事務局生涯学習部文化財課

井汲真佐子

1 研究の背景と目的

近年、景気後退による税収の減少等厳しい財政状況の中で行政の効率化が危急の課題となっている。地域文化政策においても二〇〇〇年の地方分権一括法の施行から二〇〇三年の地方自治法の改正による指定管理者制度の導入に至り、多くの公共ホールが運営のあり方の見直しを迫られた。一方、二〇〇一年の文化芸術振興基本法の施行に伴って、各地で文化芸術振興条例が制定される中、自治体のアイデンティティをも包含した上位政策として地域文化政策は重視され、公共ホールも自治体固有の文化政策を実現できるように専門ホール化の傾向を強めている。公共ホールは地域文化政策の要としての期待と、指定管理者制度への移行に代表される運営体制における厳しい見直しのどちらにも直面しており、今後その事業評価がますます重要となるが、公共ホールの運営を評価するにあたって、経営学的見地からその効率を定量的に検証した例はほとんどない。

本稿の目的は、上述の問題意識に立つて、公共ホールの運営効率を経営学的見地から測定し、今後の研究に定量的評価を導入する先鞭をつけることと、ミューザ川崎シンフォニーホールの運営効率について首都圏の同規模ホールを標本とした相対的な定量評価を試み活動改善案を提言することの二点にある。分析手法としては定量的データ分析手法の一つである包絡分析法(DEA)を用い、①東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の公共ホールについて活動内容別に複数のモデルを設定して各モデルにおけるD効率値を測定し、②Briental-ORITによる活動特性を考慮した分析を加えて実現性の高い提言に結びつく測定を試み、③Malmquist Indexによる時系列上の運営効率分析をもって公共ホールの現在の動向と今後の展開について検証を試みる。

2 先行研究の整理

公共ホールの評価についての先行研究

として、佐藤(二〇〇五)(注2)は公共ホールに関わる様々な評価要因を抽出し、実情にかなった評価指標作成の理論的指針を示し、石井(二〇〇四)(注3)はJMモデルを公共ホールの自主事業評価に応用することで、自主事業の目的達成度を定量的に評価できる可能性を示唆している。また、中川(二〇〇三)(注4)は公共ホール運営におけるアウトカムを評価する指標としてオートマネジメントの視点からの評価軸を検討し、ミッションの違いによる評価指標の相違の必要性を指摘している。このように、近年公共ホールの評価の研究は増加しているが、公共ホールの運営を効率の観点から定量分析した研究は、国内では筆者の知る限りにおいて見当たらない。国外ではWorthington(1999)(注5)による公共図書館の事業指標と効率性測定の研究や、Basso & Funari(2004)(注6)による博物館の運営効率分析がDEAを用いて行われているが、公共ホール(公営劇場)での例は見られない。

3 分析モデルとデータ

本研究では公共ホールに期待される様々な機能のうち、最も基本的な機能として、「優れた芸術の提供」「市民への文化活動の場の提供」「文化・芸術の市民への普及」の三つを想定し、それぞれ「自主事業モデル」「貸館事業モデル」「普及事業モデル」を設定し、ハードとしての施設のメンテナンスに着目した「管理運営モデル」を加える。また、その前提として来館者数を指標とする行政評価に準じた「行政評価モデル」と、上述の三活動をまとめて公共ホールの活動を総合的に評価する「総合評価モデル」を設定し、六種類のモデルによって公共ホールの活動の効率性について分析を行う。

各モデルの入力・出力項目は、①行政評価モデル「入力1 職員数 入力2 支出総額 出力1 来館者総数」②総合評価モデル「入力1 職員数 入力2 支出総額 出力1 来館者総数 出力2 支出総額 出力1 来館者総数 出力2 収入総額 出力3 公演総数 出力4 友の会会員数」③管理運営モデル「入力1 職員数 入力2 施設管理費 出力1 客席数」④自主事業モデル「入力1 職員数 入力2 自主事業費 出力1 主催・共催公演数 出力2 自主事業来館者数 出力3 自主事業収入」⑤貸館事業モデル「入力1 職員数 入力2 施設管理費 出力1 貸館来館者数」⑥普及事業モデル「入力1 職員数 入力2 支出総額 出力1 友の会会員数」とした。

分析対象となるDMU(Decision Making Unit)の選定に際しては、本論が政策的イ

ンプリケーションを提言することを最終的な目的としているミューザ川崎シンフォニーホールの立地や規模、活動内容を考慮し、全国公立文化施設協会に加入している公共ホールの内、東京、神奈川、千葉、埼玉の四県における大ホール客席規模一〇〇〇席以上、かつ、自主事業を行い友の会を持つ公共ホールを対象とし、うち、アンケート調査に回答のあった一八ホールをDMUとした。なお、データは二〇〇一年度から二〇〇五年度までの五年分のデータを使用し、「客席数」については、「公立文化施設名簿」(全国公立文化施設協会編)から取得し、それ以外の項目については一八館の公共ホールへの調査票の回答を用いた。

4 分析結果

四章に記載したモデルとデータを用いて本章ではDEAを用いた運営効率分析を行う。分析用アプリケーションソフトウエアはSATTECH Inc.の「DEA-Solver-PRO version4.1」を使用する。

4.1 各モデルにおけるCCR効率性(注7)の検討(CCRによる分析)

最初にDEAにおいて最も標準的なCCR modelを用いて六モデルの分析を行った。表4.1は各Dの統計値の概要である。出力最大化の枠組の中で定義された各効率性の平均は総合評価モデルを除いてほぼ〇・四〇・七に収まる(注8)。比較的平均値が低いのは管理運営モデルと普及事業モデルであり、特に普及事業モデルにおいては四二DMUのうち効率

的と判断されたのは二DMUに過ぎず(総DMUの四・八%)、公共ホール全体から見て効率性の改善の余地が多分にあると判断できる。

4.1.1 行政評価モデルと総合評価モデルにおけるCCR効率性

続いて行政評価モデルと総合評価モデルにおけるCCR効率性について分析を行い、年度推移と各ホールのばらつきを動向を確認した。

表4.2、表4.3はその結果をまとめたものである。

表より、行政評価モデルにおいてはD値の年次平均推移は横ばい傾向にあり、各年度のD値の変動係数は漸減傾向で各ホールの効率性のばらつきは収縮していることが読み取れる。総合評価モデルにおいてはD値の年次平均推移は上昇傾向にあり、各年度のD値の変動係数は減少傾向で各ホールの効率性のばらつきは行政評価モデルよりも収斂している。

また、ホールO(ミューザ川崎シンフォニーホール)(注9)のD値は行政評価モデルにおいて低く(D値:0.18)、総合評価モデルではD効率を達成している(D値:1)ことが確認された。この結果より、近年の公共ホールの活動には、来館者数のみを指標とした評価では測れない効率性の向上の可能性が示唆される。

4.1.2 活動内容別のCCR効率性

以下では、公共ホールの活動を分類してそれぞれの効率性を評価するため、管理運営モデル、自主事業モデル、貸館事業モデル、普及事業モデルでのCCR値

を算出する。

表4.4より、公共ホール全般の動向として管理運営における効率性が低く自主事業の効率性が高いことが確認される。また、管理運営モデルでは各ホールの効率性のばらつきも低く、ホールのソフト事業である自主事業、貸館事業、普及事業のばらつきは高い。また、各ホールのD値の年次推移を比較したところ、管理運営におけるD値の年次推移は横ばいであり、ホールOのD値の年次平均は0.32

と低く施設管理の効率性は低いと判断された。自主事業におけるD値の年次推移は漸増傾向にあり、ホールOのD値は効率的フロンティアを達成している。個表データによりホールOの活動規模が拡大していることが確認できるため、これは活動の活性化と平行して効率的であったことがわかる。貸館事業におけるD値の年次推移は横ばいであり、ホールOのD値は〇と最も低い結果が現れた。普及事業におけるD値の年次推移は増加しており、ホールOの効率性は二〇〇五年度に減少してはいるが平均的には高い。各ホールの活動別のD値についてリーダーチャートで確認したところ、自主事業の効率が高いホールと貸館事業の効率が高いホールとに大別でき、二つの活動を同程度の効率で運営しているホールは殆どなかった。自主事業と貸館事業はそのミツションも歴史的意義も大きく異なるため、一つのホールにおいてそのどちらも効率的で活発な事業を展開することは現実的ではないと考えられる。また、当標本においては貸館事業の効率性が自主事業の効率性より高いホールがその逆のホ

ールより多く、現在でも貸館事業に力点を置いた運営がなされる公共ホールの方が自主事業を重視した公共ホールよりも主流であることが読み取れる。

次節では、ホールOの運営効率について更に掘り下げた分析を行うため、専門ホールと多目的ホールの相違を考慮したモデルを設定し比較を試みる。

4.2 活動の特性を考慮した効率性の比較(Bilateral Comparisonによる分析)

本節では多様なパフォーマンスアーツに関してプロ、アマチュア問わず演奏の場として提供している「多目的ホール」とクラシック音楽をプロフェッショナルの演奏中心に提供している「専門ホール」の相違に着目し、方式の異なるシステムを採用している活動群を評価するDEA手法であるBilateral Comparisonを用いて再度分析を行った。その結果、行政評価モデル、管理運営モデル、貸館事業モデル、普及事業モデルにおいて、両グループのD値に有意な差があることが確認された。行政評価モデル、管理運営モデル、貸館事業モデルでは、多目的ホールの効率性が専門ホールの効率性を上回る結果となつている。

4.3 年次推移に基づく公共ホールの動向(Malmquist Indexによる分析)

最後にMalmquist Indexを用いて公共ホールの効率性の時系列的変化を分析し、公共ホール全体の動向の考察を試みたところ、表4.5のような結果が得られた。当分析では、各モデルにおける効率性の時系列変化を事業努力によるもの、標本

表4-1 各モデルにおけるD値の分析結果の概要

	DMU	Average	SD	Minimum	優位集合
行政評価	56	0.658	0.223	0.164	5
総合評価	41	0.940	0.078	0.705	16
管理運営	75	0.469	0.209	0.109	5
自主事業	75	0.707	0.179	0.378	9
貸館事業	70	0.656	0.215	0.144	4
普及事業	42	0.493	0.258	0.089	2

表4-2 行政評価モデルのD値の推移

	2001	2002	2003	2004	2005
平均	0.666	0.624	0.682	0.657	0.668
標準偏差	0.253	0.223	0.230	0.232	0.231
変動係数	37.9%	35.7%	33.7%	35.3%	34.6%

表4-3 総合評価モデルのD値の推移

	2001	2002	2003	2004	2005
平均	0.879	0.900	0.948	0.973	0.981
標準偏差	0.119	0.087	0.055	0.046	0.029
変動係数	13.6%	9.6%	5.8%	4.7%	2.9%

表4-4 4モデルの全DMUにおけるD値の平均

	平均	標準偏差	変動係数
管理運営モデル	0.459	0.036	8.5%
自主事業モデル	0.717	0.082	11.6%
貸館事業モデル	0.642	0.075	12.1%
普及事業モデル	0.514	0.122	25.3%

表4-5 各モデルにおける効率性の時系列変化

	管理運営	自主事業	貸館事業	普及事業
事業努力による効率性	後退	大きく向上	僅かに向上	不安定
外部要因による効率性	向上	後退	僅かに向上	やや向上
見かけの効率性	停滞	向上	僅かに向上	不安定
向上の動向のばらつき	小さい	大きい	普通	大きい

表5-1 管理運営モデルの効率的フロンティア投影結果

2005年度	①データ	②投影結果	差(②-①)	差の%
職員数	18	6.21	-11.79	-65.49%
管理運営費	353,959	80,099	-273,860	-77.37%
客席数	1,997	1,997	0	0.00%

(管理運営費の単位は千円)

表5-2 貸館事業モデルの効率的フロンティア投影結果

2005年度	①データ	②投影結果	差(②-①)	差の%
職員数	18	18	0	0.00%
管理運営費	353,959	353,959	0	0.00%
貸館事業来館者数	89,000	525,294	436,294	490.22%

(管理運営費の単位は千円)

全体に影響する外部要因によるものに分けて分析し、その総合として見かけ上の効率性の変化を算出している。

四つの活動分野の効率性を比較検討すると、自主事業の効率性が高く時系列変化でも効率性の向上が見られ、特に事業努力による効率性の向上の傾向が強い。これに対し、管理運営においては効率性は低く、時系列変化でも効率性の向上があまり見られず事業努力が反映されていない結果となっている。公共ホールの近年の動向として自主事業を重視した運営の傾向が強く、さらに各ホールの事業努力の差が顕著であることがこの結果により証

明される。

5 本研究の知見と今後の課題

以下では分析結果に基づいてミューザ川崎シンフォニーホールへの若干の政策的インプリケーションを提示し、最後に公共ホールの評価における今後の課題について言及する。

5-1 ミューザ川崎シンフォニーホールの活動についての提言

ミューザ川崎シンフォニーホールは自主事業、普及事業のD値の高さに比べて、

管理運営、貸館事業のD値が低く、特に各ホールのリーダーチャートによる分類と、Bilateral Comparisonによる分析結果から、自主事業・貸館事業間のトレードオフの関係性が強く示唆されており、両者を共に効率化することが現実的ではないことが実証されている。そこで本稿では、多目的ホールも含めた他のホールとの比較で効率的であるためには、管理運営と貸館事業の入出力項目をどれだけ改善しなければならぬかを示すと同時に、自主事業、普及事業においても同様の検証を行い、両者を比較検討したうえで政策

提言をまとめる。

表5-1、表5-2は管理運営モデル、貸館事業モデルの二〇〇五年のD値を出力志向の効率的フロンティアに投影した結果である。管理運営については管理運営費の約七七％、職員数の約六五％を削減しなければならず、貸館事業については貸館事業来館者数を約四九〇％以上増加させなければならないという結果となる。が、クラシック音楽専門ホールであるミューザ川崎シンフォニーホールにおいて数値をそのまま削減・増加目標とするのは現実的妥当性に欠ける。しかし、他ホールと管理運営の分野で伍していく

表5-3 管理運営モデルの効率的フロンティア投影結果

2004年度	①データ	②投影結果	差(②-①)	差の%
職員数	21	21	0	0.00%
自主事業費	513,178	513,178	0	0.00%
自主事業来館者数	66,000	96,462	30,462	46.15%
自主事業公演数	55	106	51	92.53%
自主事業収入	215,738	242,657	26,919	12.48%

(自主事業費、自主事業収入の単位は千円)

表5-4 賃館事業モデルの効率的フロンティア投影結果

2005年度	①データ	②投影結果	差(②-①)	差の%
職員数	18	18	0	0.00%
支出総額	1,159,843	947,011	-212,832	-18.35%
友の会会員数	3,951	6,597	2,646	60.96%

(支出総額の単位は千円)

ためには思い切った経費削減、人員削減を要すると考えられる。

表5-3、表5-4は自主事業モデル、普及事業モデルのD値を出力志向の効率的フロンティアに投影した結果である。自主事業については、二〇〇五年度には効率的フロンティアに達成しているため、二〇〇四年度の結果を示している。標本ホールと比して効率的であるためには、自主事業来館者数において約四六%、自主事業公演数において約九二%、自主事業収入において約一二%の増加が必要であると示されている。経費、人件費等の削減という活動の縮小方向への分析結果

員数の増加を目指していくべきである。ミュージアムホールにおいて、経費削減、人件費削減によって管理運営の効率性を高めてホールの運営効率の改善を図っていくか、自主事業と普及事業をよりいっそう活性化させて効率性を上げていくかは、ホールのミッションや特性等の内部要件と自治体の財政的条件、文化政策の方向性等の外部要件を考慮した戦略の選択に任されることとなる。しかし、ミュージアムホールシンフォニーホールは「音楽のまち・かわさき」を推進し市のイメージアップを文化政策で図っていくこうとしている川崎市のシンボル

がでておらず、三つの項目は全て自主事業の活性化により増加するものである。ミュージアムホールは運営効率の改善のために、自主事業の規模をさらに拡大し、特に公演のレパートリーを増やして公演数を増加することが求められる。普及事業において、標本ホールに伍して効率的であるためには、友の会会員数の約六一%の増加と、支出総額の約一八%の削減が必要となってくる。今後は広報宣伝活動に注力して友の会

的な存在として、大きな期待が寄せられている。今後の運営効率の改善にあたっては、自主事業に傾注してより一層の活動の活性化をめざし、もってホール運営全般の効率性を高めていくと同時に芸術性の高い公共ホールとしてのステータスを確立していく方策をここでは提言とする。

5.2 公共ホールの評価における今後の課題

本研究では公共ホールの運営を評価するための一試案として、包絡分析法による定量分析を試みたが、公共ホールの事業においては、入出力項目それぞれに定性的価値の相違を含む場合があることに留意しなければならない。例えば公演数ならば、演歌、ポピュラーから年単位の製作時間を要するオペラや舞踊公演まで多岐に渡り、それらを同じ重みで数量化できるかどうかには疑問が残る。文化・芸術を扱う事業ではどうしても、数値に換算できない価値の差異をその産出物に含んでおり、それを定量的に処理しうるかどうかの考察は今後の課題となる。また、実証分析にあたって課題の第一としてあげるべきは詳細なデータの確保と管理である。公共ホールの評価及び運営効率分析の研究の発展のためには、各ホールで詳細な効率分析の検証に耐えうるデータを整理しておくことは勿論、文化庁や全国公立文化施設協会などがデータを一元管理できるような体制を作ることが急務であると思われる。また、分析結果については実際の適用例によってDEAの妥当性を検討していくことが望まれる。

注1 本稿は、筆者が平成一八年度川崎市大学院派遣研修の研修生として派遣されていた政策研究大学院大学文化政策プログラムに提出した修士論文の概要を、紙面の都合上若干圧縮したものである(論文全文・概要は職員研修所のホームページに掲載)。

注2 佐藤望(二〇〇五)「公共ホール評価指標の構築に向けて」『公共ホールの政策評価―「指定管理者制度」時代に向けて』pp.7-28。

注3 石井明(二〇〇四)「公共ホール運営のアカウンタビリティ―自主事業の役割とその評価」『公共ホールの政策評価―「指定管理者制度」時代に向けて』pp.29-77。

注4 中川幾郎(二〇〇三)「地域文化施設と政策・施策」『評価―「地域文化施設に活力を―これからの運営のあり方を考える』pp.63-68。

注5 Worthington, Andrew (1999) "Performance Indicators and Efficiency Measurement in Public Libraries" The Australian Economic Review, vol.32, no.1, pp.31-42.

注6 Basso, Antonella and Stefania Funari (2004) "A Quantitative Approach to Evaluate the Relative Efficiency of Museums" Journal of Cultural Economics 28, pp.195-216.

注7 管理運営モデルについては、出力項目の特殊性からNONI modelを使用。

注8 総合評価モデルにおけるD値の平均が突出して高いのは、各入出力項目において個々のDMUにとって最も有利になるように可変ウェイトをかけるというDEAの特徴から、入出力項目が増加するにつれてD値が上昇する性質を持つことによる。

注9 以下ホールOは全てミュージアムホールシンフォニーホールを指す。

「研究開発都市」をキーワードに、一九八〇年代以降の地域産業政策をたどる

高津区役所地域保健福祉課

長井武志

1 はじめに

政策形成研修は、過去の重要な政策に携わった諸先輩方々の「生の声」、つまりヒアリングに重点を置いた追体験型の研修である。当時の政策担当者が何をどのように考え、どう行動したのかを知り、一九八〇年代以降の川崎市の産業政策がどのようなものであったのかを、その場に身を置いて考えるときも、川崎市の政策構造と政策形成過程を学ぶ研修である。本稿では五人の研修メンバーで、約一〇か月間に及ぶ研修活動の成果の一部を紹介したい。

2 「研究開発都市」に着目した理由

研修では、「研究開発都市」をキーワードに一九八〇年代以降の地域産業政策をたどることとした。一言で産業政策といっても範囲が広く、半年間の研修では追いきれなかったのが現状である。我々はヒアリングを行っている中、川崎市の産業政策を知る上で、「研究開発都市」とい

う言葉がキーワードだったのではないかと、テーマを絞って着目した。地域産業政策の背景や内容、産業プランや具体的な事業化の経緯を探ることが、これらの川崎市にとって意味があるのではないかと考えた。

3 川崎市における地域産業政策の推移

① 地域産業政策のはじまりと産懇提言

地域産業政策のはじまりは、一九七三年にオイルショックで経済成長が終わり、経済が深刻化してきた時期に、市内の危機感として住宅化圧力が強かったため、市内に住工混在が起きたことが背景といえる。また、当時、工場三法(注1)によって規制されていたため、市内工場が世界へ移転して行ってしまったことや、公害が悪化して危機感があったこともヒアリングから聞き取れた。工場三法については、一度、改正を国に要望したそうである。

一九七〇年代、神奈川県では「地方の時代」が提言され、頭脳センター構想を

発表。地域から産業政策を起こして行くという流れができつつあった。こうした中、川崎市も一九七九年に市で初の地域産業政策を生み出すことになる、川崎市産業構造・雇用問題懇談会(以下、「懇談会」という)が設置された。一九八一年に懇談会の提言にある産懇提言が出され、その中で研究開発機能に着目したことで、川崎市の中で研究開発都市が形成され始めたのではないかと思われる。この産懇提言では、乱開発で工場の跡地が宅地になることを解消する議論、住宅都市として大きくなってきた時に、産業はそこで何ができるのかという議論、公害のイメージを解消するためにクリーンな産業を誘致し、メカトロポリス(注2)として新しい工業都市になろうと議論がなされ、これらが2001かわさきプランの中で政策として位置づけられた。2001かわさきプランでは、マイコンシティや、KSP(かながわサイエンスパーク)、産業振興会館が位置づけられ、その後、事業として結びついていったのである。

発表。地域から産業政策を起こして行くという流れができつつあった。こうした中、川崎市も一九七九年に市で初の地域産業政策を生み出すことになる、川崎市産業構造・雇用問題懇談会(以下、「懇談会」という)が設置された。一九八一年に懇談会の提言にある産懇提言が出され、その中で研究開発機能に着目したことで、川崎市の中で研究開発都市が形成され始めたのではないかと思われる。この産懇提言では、乱開発で工場の跡地が宅地になることを解消する議論、住宅都市として大きくなってきた時に、産業はそこで何ができるのかという議論、公害のイメージを解消するためにクリーンな産業を誘致し、メカトロポリス(注2)として新しい工業都市になろうと議論がなされ、これらが2001かわさきプランの中で政策として位置づけられた。2001かわさきプランでは、マイコンシティや、KSP(かながわサイエンスパーク)、産業振興会館が位置づけられ、その後、事業として結びついていったのである。

② ものづくり機能空洞化対策

一九九〇年代に入るとバブル崩壊後の経済不況が中心となり、産業の空洞化が進行する中、一九九三年に産業振興プランが策定された。もともと先輩職員によれば、その頃は「あと一年もすれば、経済は上向く」という期待もあったようだ。しかし、景気は円高の影響もあり、円高に伴う空洞化がより深刻化してきた。そこで、一九九四年に企画財政局と経済局の若手職員を中心とした、ものづくり機

年代	主なプラン・事業	地域産業政策の推移
1970	1977 地方の時代	① 地域産業政策のはじまりと産懇提言
1980	1981 産懇提言	
	マイコンシティ構想	
	1983 2001かわさきプラン 1985 KSP構想	
1990	1993 産業振興プラン 1997 かわさき21産業戦略アクションプラン	② ものづくり機能空洞化対策
2000	2000 新川崎・創造のもり 2003 KBIC 2004 THINK	③ 近年の地域産業政策

能空洞化研究会が発足した。現場から計画を見直そうということで、市内企業一三〇社を自主的に尋ね歩いたそうである。当時のメンバーは、「実際に町工場が目に見えて消えて行く姿を、現場の実態として肌で感じた」と当時を振り返る。こうした熱意のある研究会の他に、経済局職員のアメリカのシリコンバレーへの派遣といった試みも行われた。これらの成果は、一九九七年発行のかわさき21産業戦略アクションプログラム(以下、「アクションプログラム」という)に反映された。

③ 近年の地域産業政策

もともと川崎市には研究開発型の企業が多く、近年の地域産業政策の傾向としては、生産工場が研究開発拠点に転換しているのが特徴である。中原区のサントリ工場が閉鎖する際の話を取ると、工場跡地をマンション業者に転売しないように市側がお願いし、産業用地として活用して欲しい旨を伝えたと、サントリの研究開発地域として転換されたと聞く。その他にもイノベーション拠点の形成として、KSP、KBIC(かわさき新産業創造センター)、THINK(テクノハブイノベーション川崎)を中心とした産業創出が図られてきた。

また、川崎市念願であった大学の誘致「新川崎・創造のもり」が成功し、産学連携の整備が進められてきた。

4 研修の中で見えてきたこと

我々は研修を進める中で、川崎の産業政策に関して大きく二つのことをつかん

だ。一つ目は、政策転換点が二つあったことである。

最初の転換点は、産懇提言の時があげられる。産業政策は無いと言われながらも、地域のことは地域で解決しなくてはならないことに、川崎市で初めて地域からの産業政策を打ち出した基準点があった。

次の転換点は、アクションプログラム

の時があげられる。ものづくり機能空洞化研究会の大きな成果として、現場を重視した「現場主義」という視点で政策を見直した点である。

二つ目は、一九八〇年代と最近の研究開発都市のイメージがどのように変化してきたということである。一九八〇年代の「研究開発都市」という言葉自体は産懇提言から出てきたようだが、研究開発機能の集積からメカトロポリス構想をはじめとする機械産業の形成が、一九八〇年代の目指していた方向ではなかったの

だろうか。その後、我々が感じた研究開発都市のイメージとして、産業の空洞化の時期に、ある種の転換が図られてきたのではないかと想像した。

近年は、再び研究開発都市というビジョンが明確化し、R&D機能の集積やイノベーション拠点、ネットワーク形成、大学との産学連携など、これまでの多様な計画要素が現在の研究開発都市を形成していると思われる。

5 おわりに

我々がヒアリングを通して感じた「産業政策成功のための鍵」として、次の三

つが挙げられる。

『川崎に対する愛着心』

どの先輩方からも、川崎市に対する強い愛着を感じた。「川崎市を良くしたい、市民が誇れるような川崎市にするには何をしたらいいか」を常々考えながら仕事をしてきたそうである。

『相手方との信頼関係』

職場の上司、部下、同僚、交渉相手などとの信頼関係が大事。諸先輩方々は、「上司が自由にやらせてくれたので、仕事がやりやすく、やりがいもあり、自分の力が放たれることでヤル気を起こさせるような雰囲気作りがあった」と、当時を振り返る。

『運と偶然の要素』

これまでの産業政策の政策過程を見てきたが、企業などから偶然に入ってきた情報について、タイミングや運を上手に使い、成功への道標を作ってきたのだと思われる。これまでのビッグプロジェクトを見ても、それぞれの人達が、それぞれの立場や役割を果たしてきたからこそ、様々なタイミングや運を味方にし、それを上手に変化させながら成功へと繋げていったのだと思われる。合理的な政策過程も必要だが、運と偶然も大事な要素の一つなのだと学んだ。

注1 工場三法…工場等制限法・工業再配置促進法・工場立地法の総称。

〔工場等制限法〕正式には、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」(一九五九年制定)と、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」(一九六四年制定)の二つを「工場等制限法」と総称している。また、それぞれの略称でもある。この法律の目的は、都市部に制限区域を設け、その制限区域内に人口・産業の過度の集中を防ぐことを目的。具体的には、その区域での一定面積以上の工場(原則一、〇〇〇㎡以上)、大学の新設・増設などを制限していた。共に二〇〇二年に廃止された。

〔工場再配置促進法〕この法律は、工業が集積した地域(移転促進地域)から集積が低い地域(誘導地域)に工場を移転・新設する場合、事業者に補助金等の支援措置を実施するもので、一九七二年に制定し二〇〇六年に廃止された。

〔工場立地法〕この法律は、特定工場(敷地面積が九、〇〇〇㎡以上、または建築物の建築面積の合計が三、〇〇〇㎡以上の中・大規模工場)を新設・増設する場合、生産施設に面積制限を課し、一定規模の緑地、環境施設の確保を義務づけるもので、一九七三年に制定(一九九七年一部改正)。現在も存続している。

注2

メカトロニクス…メカ(機械工業)とエレクトロニクス(電子)の結合した都市を意味する造語。産懇提言の中で、京浜地区では既にメカトロポリスが形成されているとされ、この強みを生かしながら研究開発都市へと移行することがうたわれた。

自然災害と島国の脆弱性

〜フィジーでの経験をふりかえって〜

外務省派遣 在フィジー日本大使館一等書記官

鴻巣玲子

フィジー便り

外務省・在外公館派遣により在フィジー日本大使館へ二〇〇五年四月に赴任して以来、丸三年近くが経とうとしている。この三年間経済協力担当（注1）として、フィジーをはじめとした南太平洋の島嶼国に対する具体的な無償資金協力の案件等を中心に業務に携わってきた（注2）。今年の五月には任期を全うし、川崎市役所に復帰予定である。任地での仕事と生活はまさに楽あれば苦ありで、これまでの市役所での業務や日本での生活からは想像もつかないような貴重な経験を積み重ね、自らの中で大きな蓄積となつている。詳細な活動内容は他での報告に譲るとして（注3）、本稿では任期満了も近づいた今年一月に当地で遭遇した災害をもとに、今自分が痛感していることについて正直な気持ちを記すこととしたい。

サイクロン急襲

二〇〇八年一月二八日月曜日。朝から風は強かったが、特段気になるようなものではなかった。午前十一時ごろ、フィ

ジー近海で熱帯低気圧が勢力を増しているという一報が入る。学校は生徒を早急に帰宅させるようにというフィジー気象局からの警報が出される。昼頃には、熱帯低気圧が急速にサイクロンに発達しながら本島に近づきつつあるので、事業所も従業員を早く家に帰すようにとの続報。晴天の霹靂で誰もが半信半疑ながらも、大使館も午後は一部業務を除き休館状態となる。いつもは大渋滞している町の中心部も商店のほとんどが閉店となり、人通りが途絶え薄気味悪い。どの店にも急遽バーグラバー（侵入強盗を防ぐための格子戸）が取り付けられた。これほどの数のバーグラバーは、一昨年一二月のクーデター（注4）前に急速に治安が悪化した際、やはり急ぎしらえに設置された時以来、見ていない。

午後三時過ぎに帰宅し空の様子を観察している間にも、どんどん雲行きが怪しくなってくる。高くそびえ立っているアパート周辺の椰子の木や常緑樹が風にあおられてゴーゴーとものすごい音をたてているのを見て、木が倒れたら電線に引

つかかって簡単に電線が切れるだろうというイメージが頭の中に浮かぶ。私のアパートは、調理器具も揚水も電化されているので、もし電気が止まったら、ライフラインが寸断されてしまう。雨風が一層強まる中、万が一に備え、自宅にあるバケツ、鍋、ペットボトルなどの容器とこの容器に水を貯め始め、ラジオにも念のため電池を挿入し、インターネットで情報をもう少し集めよう、そう思って自宅でパソコンに向かっていた午後6時過ぎ、部屋の電気が2、3回点滅して、そして切れてしまった。完全に暗くなる前の薄ぼんやりした部屋の中で、懐中電灯とロウソクを取り出しどうにか灯りを確保したが、夜間にもし停電していたらと思うとぞつとする。外の様子を確認したくても、風が強くて玄関のドアは開かない。ガラス越しに外を見ると、中心街も停電している。非常電源を持つているホテルの照明と、災害管理委員会(DISMAC)（注5）が入っている政府庁舎だけが、暗闇の中でポーンと光を放っている。こういう夜は、強盗が暗躍するまたとない機

会でもある。施錠をしつかり確かめて、暗闇の中でラジオを聴きながら、いつの間にか眠りに落ちる。

翌朝も依然風が強く吹いている。明るくなってきたので窓を開け階下を見ると、まず目に入ったのはアパートを囲むフェンスの倒壊。集合玄関から外に出ると、大木から飛ばされた枝が道路上にころころと転がっている。職場に行きたくても停電のため駐車場のゲートが開かず、車が出せない。同僚に車で迎えに来てもらい道路を走るが人も車もほとんどいない。途中切れて道路にぶら下がっている電線を何か所も見ると、ニュースでは、夜間町中の商店や倉庫に強盗が入ったとのこと。後日アパートの大家に確認したところ、我がアパートでも夜九時頃倒壊フェンスから若者が侵入し、一階の家族が強盗の被害にあつたというではないか。お約束のように犯罪が発生するのがなんとも悲しい。



サイクロンで倒れたスバの海岸沿いの大木

スバ近郊の町や国際空港のあるナンデイの町、その他主だった町の中心地では、河川が氾濫して町中が冠水し、大河の河口部では中洲に取り残される住民の姿がテレビで放映された。ただ竹のいかだで果敢に流れを渡る住民もあり、そこはフィジーらしさがうかがえる。ナンデイでは町の中心街が一メートル以上冠水したため、治安上の観点から一日だけ夜間外出禁止令が出された。全国各地で発生した停電と断水については、スバの中心部では停電はほぼ一日で復旧したものの、水は丸四日間復旧せず、シャワーとトイレに苦労した。一か月近く続いた現在でも、地域によっては水道や電気が寸断したままで、学級閉鎖を余儀なくされているケースもある。二月一三日にフィジー暫定政府が発表したおおまかな被災総額は、総額で約四五〇〇万フィードル、日本円では三〇億円強とのこと。死傷者数は感電死や溺死など合計八名、被災農家は約五万世帯という(注6)。これらの数字が大きいのか小さいのか、判断するにはまだまだ情報が不足している。

外務省・在外公館への派遣として在フィジー日本大使館へ赴任して三年目も終盤にさしかかり、経済協力担当としての三年間の総仕上げに全力投入をしようと思っていた矢先に私を襲ったのは、約一〇年ぶりにフィジー本土を縦断したサイクロン・GENE(ジン)だった。毎年一二月、三月はサイクロンのシーズンで、昨年末も大型のサイクロンが接近はしたが、幸い離島をかすめて去っていったので大きな被害は発生しなかった。今回はサイクロン



大使館のスタッフと
(左からインド系フィジー人、ロトウマ系フィジー人、筆者)

の規模は一から五まである規模のうち最も小の一だったが、フィジー本土をゆつくりと縦断していったことで被害規模が増したのだと思う。これがより規模の大きいサイクロンであつたら、被害ははかりしれなく大きくなっていたことは間違いない。

島国の脆弱な生活インフラとライフライン

南太平洋の島嶼国については、ツバルやキリバスなど、日本のマスコミでも取り上げられる機会が増え、地球温暖化や気候変動といった主題の中でその脆弱性が語られることが多く、世界的な知名度も上がりつつある。例えばツバルでは、大潮の時期になると高波が海岸に押し寄せ、海岸沿いに立つ簡素な家は海水で水浸しになるという光景が日本のメディアでもよく紹介されている。地球温暖化による海面上昇が原因だという意見もあれば、直接の関連性はないという意見もあり、理由についてははっきりとは分からないが、海抜のほとんどない小さな環礁



トンガの小学校にて 伝統的なダンスを踊る女の子

で成り立つ島国が、高潮やサイクロンによつて大きく被害を受けるといふイメージは、簡単に想像できると思う。

私が住むフィジーの首都スバは、南太平洋島嶼国の中心地として栄え、近代化が進んで上下水道も整っている。またスバと国際空港のあるナンデイを結ぶ島の周縁道路には電線・電話網も配備され、海岸沿いにリゾートホテルも点在するなど、ある程度インフラが整い快適な生活を送ることがができる。しかし、内陸の村落部や離島部に行くと、基本的に発電機で発電する以外には電氣を得る手段はなく、灯油ランプや薪を使用した生活が通常であり、水も川の水や雨水に頼ることになる。考えてみたら村落部だけではない。スバにはスクワッター地域と呼ばれる、地方から出てきた人たちが空地を不法に占拠してバラック小屋をたてて暮らしている場所がいくつもあり、そういうところは当然インフラ設備もなく、雨が降れば冠水したり、汚水が家の下を流れていたり、衛生上も問題があるところも多いと



トンガの離島の海岸で水遊びをする子どもたち

聞く。

他の島嶼国も、生活インフラは多かれ少なかれフィジーと同じような状況である。舗装道路は首都周辺部のみを整備され、未舗装の道路はサイクロンシーズンになると土砂崩れや地すべりたびたび通行不可能になる。発電は基本的に輸入に頼ったディーゼル発電(注7)で、ナウルなどは国家財政が逼迫し燃料確保も困難であることから計画停電を実施しており、一日の半分しか電氣は供給されない。また、さんご礁でできた島国では川が存在しないため、海水を含んだ地下水や雨水、時には海水を生活用水として使用している。

これまでの生活や出張の中で停電も断水も経験し、村落部ではそもそも電氣・水道が整備されていないのが当然という認識があつたので、自分としては当地での生活を問題なくこなしているという一種の慣れた感があつた。しかし今回サイクロンの直撃を体験し、様々な点でフィジーをはじめ南太平洋の島嶼国はやはり

途上国なのだ、と改めて実感することとなった。特に今回のサイクロン襲撃で明らかになった最大の問題は、脆弱なライフラインのみならず、ライフラインが機能していない間情報が一つ入らなかつたという点である。ラジオで被害状況のアップデートはするものの、フィジー全土が停電に陥つたため、電話のつながるところからしか情報が入らない。電話線も一緒に切れている地域では、無線などがなければバッテリーがもつ間の携帯電話だけが頼りである。各地で地すべりや橋の崩落により道路が寸断されたのだが、被災状況の詳細を調べようにも被災地に調査隊が到達できない。さらに被災状況が分からないので被災者への対応も後手後手になる。各所に設けられた避難所はただの建物だけで、毛布も食べ物も自己調達の基本である。電気が復旧しないと水道の復旧作業が行えないといつてインフラの復旧作業は一向に進まない。このように問題は次から次へと派生していくのだが、政府の担当者の責任のなすりあい以外に建設的な情報は全く入ってこないのである。

発展途上国としての島嶼国への経済協力

フィジーでは一見便利な近代生活を取り入れた町づくりをしているように見えていて、私もその幻影に惑わされていたのだが、実際はもしもの場合のセーフティネットはほとんど整備されていなかった、あるいは機能していなかった。そして、三年間この地に暮らし南太平洋島嶼国の経済協力に直接携わってきた自分

は、島国の脆弱性ということを通して分かつていても、今回サイクロンを体験するまで、その脆弱性が具体的にどういふものなのか、実は全く分かつていなかったと悟り、ショックを受けた。途上国の脆弱性というのは、単にインフラが不十分であるとか、自然災害に弱い、というだけでなく、それを防ぐための方策や、起こった場合にとるべき対応など、物理的にも人的・組織的にも体制が弱い有効に機能していないという状況を総合的に指しているのだ、とようやく身をもつて理解したのである。限られた情報のなか具体的な物事への解決策が迅速に提示されなければ、一般市民の政府への信頼性は低くなり、自己の責任で物事を進めていかざるを得ない。

脆弱性が露呈されるのは自然災害だけではなく。南太平洋に散らばる小さな島国の国々には、地理的な隔絶性、第一次産業中心にならざるを得ない産業構造、物資の大半を輸入に頼る不安定な経済構造、よつて大幅入超となる貿易収支と経済援助頼みの財政構造、不十分なインフラ整備、恒常的な頭脳流出と人材不足、未成熟な民主主義と不安定な政治、等々、どこも抱える問題には共通項が見られる。そしてそれぞれの問題には島国特有の脆弱さが含有されており、それらを自力のみで解決することは島嶼国の特性及び構造上ほぼ不可能なのだ。そこにこそ経済協力を行うスペースが(その目的が何であれ)存在するのは確かなのだ。世界経済にダイレクトに組み込まれ、欧米諸国型の政治・法システムによつて国家が運営されている以上(注8)、問題への対応も同様

の制度を通じて行うほかない。しかし果たして経済協力を行うことにより、南太平洋独自の制度が入り混じつた現行システム(注9)がより機能的に効果を発揮して、発展した社会の形成に貢献するのかと考えると、正直なところ自分では解が見出せない。頭では理解できていたつもりで、三年間の経験は、サイクロンという自然災害との遭遇をきっかけとして、さらに私を理解の混沌状態へと導いている状況である。

経済は発展途上である南太平洋の島嶼国であるが、長い年月の中で、人々は採れたものを共有しあい、島独自のチーフシステムや階級社会を作り出し、衝突や融合を経て現在に至っている。政治、経済、文化、どれをとつても日本とも欧米諸国とも異なる独自の仕組みが根底にはいまだ流れていると感じる。さまざまな切り口で研究するには非常に面白いところであるが、三年間の経験だけではまだまだ理解不足は否めない。日本に帰国してもここでの記憶を反芻しつつ、ゆっくり消化し、新たな業務と生活に静かにつないでいきたいと考えている。

注1 フィジー日本大使館では、フィジー及び兼轄国五

か国(バヌアツ、トンガ、キリバス、ツバル、ナウル)への政府開発援助(ODA)として、無償資金協力や技術協力を行っている。病院の建設や港の整備など、大型インフラの整備を行う一般無償資金協力から、学校校舎の建設や井戸水を利用した村での給水施設の整備、地方病院への医療器材や救急車の供与等、よりコミュニティレベルで村や町のO等への援助を行う草の根・人間の安全保障無償資金協力などの無償資金協力、ICM(国際協力機構)を通じて被災援助国政府へのボランティアの派遣や各種プロジェクトの専門家の派遣、研修の実施など

の技術協力等、幅広い業務を行っている。

注2 私は主に国ではトンガとナウルを担当し、また業務では国際機関との情報交換や経済情勢の調査などを担当しているが、これまでの三年間、トンガは10回以上、ナウルは計3回の出張を行うなど、特にこの二か国については詳細にわたり政治状況から経済状況、そして生活状況までつぶさに観察する機会を持つことができた。

注3 赴任地での詳細な生活や仕事の紹介については、別に自治労ホームページ内「自治労の国際活動」(http://www.jichiro.gr.jp/international_dep/index.html)にてEメール通信を計10回にわたって掲載しているので参照いただきたい。

注4 二〇〇六年後半より、二〇〇〇年クーデターの事後処理等をめぐりガラセ首相と対立を深めていたフィジー国軍バイニマラ司令官は、しばしば「グリーン・アップ・キャンペーン」を実施すると発言し、ガラセ内閣に対する圧力を高めていたが、二〇〇六年二月四日には警察の武器及び弾薬を国軍が押収、翌五日にはガラセ首相を軟禁、議会を解散して事実上のクーデターが発生した。以降二〇〇七年二月末現在まで、バイニマラ軍司令官を暫定首相とする暫定政権が継続している。

注5 Disaster Management Committeeの略で、国家災害管理局の下、自然災害発生時のオペレーションを行う組織。

注6 地域開発・多民族省が発表した暫定的な被災状況報告書。また全国の被害状況を収集中とのことであり、副次的な被災状況も勘案すれば被災総額はさらに膨らむことが予想される。

注7 フィジー、サモア等、比較的島の規模が大きく、十分な水力が確保できるところでは水力発電も併用されている。

注8 もともとフィジーは一九七〇年の独立以前は英国の植民地であったことから、社会的にも文化的にも、英国、さらにオーストラリア、ニュージーランドの影響が強い。

注9 例えばフィジーでは、GCC(Great Council of Chiefs)と呼ばれる伝統的の社会指導者たちで構成される会議があり、大統領の任命を行うなど、その社会及び政府に及ぼす影響は大きい(しかし、現在の暫定政権下ではその機能が制限されている)。

派遣研修を通して見た 英国における多文化施策

まちづくり局計画部都市計画課

岩崎風渡

多国籍都市ロンドン

「霧の都」ロンドン。

この「霧」は、産業革命後の石炭利用の急増による煤煙が原因であるが、そうした表現も今は昔で、現在のロンドンは金融業を中心とした好調な経済の下、多くの外国人労働者が押し寄せる国際都市である。

私は、以前より一度市外に出て行政を学ぶ機会を得たいと考えていたため、財団法人自治体国際化協会への派遣に申し込み、幸運にもそのロンドンに二年間勤務する機会を得た。

よく、ロンドン内では、三〇〇以上の言語が話されていると言われているが、確かに、街中を歩けば、各国料理店が立ち並び、街中のキオスクにあたるニュースエージェントなどでは、インド系のオーナーに会う機会も多い。また、ロンドン内の人口の約半数は外国人であるとする統計資料もあり、場所によっては、白人をあまり見かけないといった地域もある。

こうした非白人種は、エスニック・マ

イノリティと呼ばれる、英国では、そうした人々を対象に、言語支援や就労支援などさまざまな政策が実施されている。

英国への外国人流入

英国は、もともと移民の流入について長い歴史を有する国であるが、本格的な流入が始まったのは、第二次世界大戦後のことである。

当時、製造業や医療、交通などの分野において深刻な労働力不足に悩まされていた英国は、西インド諸島などで直接職員の募集を行っていた。

その後、六〇年代にかけては、インドやパキスタン、バングラデシュなどの国々から、イングランド北西部の繊維産業の労働力不足を補うため、多くの人々が英国へと渡ってきている。

こうした国々は、主に英国の旧植民地であり、当時は特段入国の規制を受けることなく、自由に入国することができていた。このため、一九五〇〜六〇年代にかけては、各国から百万人以上の人々が

英国に流入したと言われている。

しかし、移民数の急増は、英国人労働者の反発を招き、次第に入国規制が設けられるようになる。ただ、これにも家族の呼び寄せ等の抜け道があり、その後も徐々に規制は強化されていくものの、人口流入の傾向は現在まで続いていくこととなる。

なお、英国には、こうした国々からだけでなく、欧州大陸からも多くの外国人が移り住んでいるが、EU圏内では、居住移転の自由が認められているため、入国審査もほとんどなく、どれほどの外国人が流入しているか把握することは、困難である。

実際、二〇〇四年のEU拡大後には、職を求めてポーランドなどから大量の労働者が流入し、これは現地の新聞等においてもたびたび取り上げられ話題となっている。

英国の人口構成

こうした結果、イングランド及びウェ

ールズ地域におけるエスニック・マイノリティの比率は、現在人口の約八・七%、四五〇万人を占めるまでになっている。

なお、英国は、人口の八割を占めるイングランドと、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの計四つの地域で構成されているが、全国的な統計は取っておらず、スコットランド、北アイルランドでは、個別に統計が取られている。

また、エスニック・マイノリティの出身地域としては、前述の経過から、インドやパキスタンなどのインド亜大陸や、カリブ海、アフリカなどが多く、これらの国々の出身者だけで、過半数を占めている。

なお、私たち日本人も当然エスニック・マイノリティに含まれるが、英国において「アジア」と言った場合は、主にインド亜大陸を指す場合が多く、次頁の統計などでは日本人は、「その他」の欄に集計されることとなる。



インタビューをしたコミュニティ・地方自治省の担当者アトル氏

イングランド・ウェールズにおける人種別構成比

	人口(千人)	比率(%)
白人		
英国人	45,534	87.5
アイルランド人	642	1.2
その他白人	1,345	2.6
合計	47,521	91.3
混血		
白人とカリブ系黒人	237	0.5
白人とアフリカ系黒人	79	0.2
白人とアジア人	189	0.4
その他混血	156	0.3
合計	661	1.3
アジア人またはアジア系英国人		
インド系	1,037	2.0
パキスタン系	715	1.4
バングラディシュ系	281	0.5
その他アジア系	241	0.5
合計	2,274	4.4
黒人または黒人系英国人		
カリブ系黒人	564	1.1
アフリカ系黒人	480	0.9
その他黒人	96	0.2
合計	1,140	2.2
中国系	227	0.4
その他エスニック・グループ	220	0.4
エスニック・マイノリティー合計	4,522	8.7
総人口	52,043	100.0

出所:2001年国勢調査

多文化主義とコミュニティの結束

従来の英国の移民施策は、「多文化主義 (multiculturalism)」を前提としたものであり、これは、英国内で暮らしていたとしても、それぞれの文化の生活様式や慣習、宗教等は尊重されるとする考え方である。

こうした方針のもと、英国は国内における多様性を誘ってきたが、一方で多文化主義は、お互いのコミュニティ間の非干渉を招くとする批判もある。実際、二〇〇六年頃には、エスニック・マイノリティのいくつものグループは、英国の社会に十分に溶け込んでいないとする新聞

の世論調査結果も示されている。

こうした中、英国で注目を集めるようになってきた政策として「コミュニティの結束 (community cohesion)」というものがある。

これは、多様な背景を持つ人々を共通の意識の下にまとめあげ、いかに強固なコミュニティを築いていくかを目的としたものである。

この政策の下、コミュニティにおける強いリーダーシップを構築するためのワークショップや、宗教コミュニティとの対話、異文化理解のきっかけとなるボランティアの奨励などが実施されている。

同政策を推進するコミュニティ・地方自治省 (Department for Communities and Local Government) は、二〇〇六年六月に統合・結束委員会 (Commission on Integration and Cohesion) を組織し、翌年六月に同委員会の最終報告書を発表している。その報告書の中では、コミュニティの結束には、言葉の問題が最大の障害であるとされており、政府に対し、改善のための提言を行っている。

英国での取り組み事例

この言葉の問題については、以前からも指摘がなされており、現在、現場レベルにおいても、さまざまな取り組みが実施されている。

例えば、教育の分野では、幼いころより、英語を母国語としない生徒のための追加の英語授業を実施しており、この費用や補助教員を雇ったりする際の人件費は、基本的に政府からの補助金によって

賄われている。

また、医療の分野でも、英語をうまく話せない患者のために、電話による医療通訳制度が全国的に普及しており、申し込みを行えば、三六五日、二四時間通訳サービスを受けることができる。さらに、病院によっては、同席しての通訳サービスを提供しているところもあり、こうした病院では、民間や第三セクターによる通訳サービスのネットワークを構築している。

こうした取り組みは、我々のように英語を母国語としない住人にとっては心強いものであるが、一方で、英国で暮らしている中で、英語が話せることが当然、若しくは前提とされている、と感じたのも事実である。このため、生活の初期段階からある程度の語学力が求められることとなり、国外からの人口流入が続く英国にとっては、この問題への対応は、常に取り組まなければならない課題となっているともいえる。

一方、日本国内に目を移せば、在住外国人数は同じく増加を続けており、川崎市内においても、在住外国人数は、二〇〇七年には三万人を超え、この一〇年間で約一五〇%の伸びとなっている。こうした中、語学を含めた在住外国人への支援は、自治体等においても当然求められるようになってきている。

英国における取り組みは、未だ十分とは言いがたいものの、長い取り組みの過程から参考とすべき点は多々あり、自分が現地において学んだことを、今後の行政運営に少しでも活かしていければと考えている。

音楽団体「さえの会」が めざすもの

特定非営利活動法人さえの会理事長

笹子まささえ

◆活動開始

個人的な話になって、いささか恐縮ですが、しばらくの間お付き合いください。

約一二年前ですが、特別養護老人ホームに歌に行ったことがあります。そのホームに入っただけで、何年か寝たきりの方など：比較的重い方が多く、歌いはじめの前は、反応があるのか不安でいつぱいでした。約四〇分のコンサートでしたが、何曲か歌っていくうちに、一人の方が涙を流されました。その方こそ何年も感情表現をされたことがない方でした。付き添っていたケアの方も本当にびっくりしていました。「歌」にはなんて素晴らしい力があるのだろう：と私自身がとても感動したのを覚えています。その頃の私は、「歌手」という仕事に少し迷いがあった時期でしたので、お世辞や義理で拍手したりする世界とは正反対のところにいるにいやな方たちに純粹に喜んでいただけただけのこと、「生きてよかった」と言っていたことは、とても勇気づけられる出来事でした。



いつでも誰でもコンサート

一九九二年から、ずっと一人で活動してきましたが、より地域に密着した活動をしていきたいと思い、二〇〇二年に友人と一緒に任意団体「さえの会」を設立しました。翌年には、合唱団も立ち上げ二〇〇五年からは「特定非営利活動法人さえの会」として本格的に活動を始めました。

◆活動の方向

私は日頃から、音楽のジャンル分けをするのがあまり好きではありません。だいたい変わってきたとは思いますが、まだまだジャンルで優劣をつけたがる人たちがいるのも事実です。「さえの会」では、ジャンルを超えた音楽活動を通して、ともに音楽を楽しみながら音楽芸術を広めていきたいと思って活動しています。

コンサート活動では、「川崎市民の歌（好きです かわさき 愛の街）」をテーマソングに、マスコットの川崎市の清掃車とともに全七区の市民館を歌で旅する「かわさき 歌の旅」、いろいろな国の歌曲をわかりやすく紹介していく「歌曲（うた）の贈りもの」、オペラや舞台芸術をより身近なものに感じていただく「虹いろ音楽館」、舞台ではない空間を利用して演奏者とお客様が同じ視線にたつて楽しんでいただく「ラウンジコンサート」の四つのシリーズを柱としています。

「虹いろ音楽館」では、合唱団「虹」（アマチュア合唱団）とゾリステン「虹」（若手ソリストの集まり）が一緒に、大道具、小道具、衣装なども手作りでコンサート・舞台を作っています。第1部では様々なオペラの紹介、第2部ではその都度テーマを決めて構成します。今までに「日本の四季」「映画音楽」「昭和の歌謡史」「みんなの歌」をテーマにしてきました。今年「アニメソング」をテーマにします。「虹いろ音楽館」シリーズは、オペラ公演の布石でもあるのですが、二〇〇七年には川崎市多摩市民館で、念願の第一回オペラ公演を開催することができました。



虹いろ音楽館。第2部「日本の四季」より

た。ある程度本格的な舞台を組み、オペラ・ケストラの伴奏で、できるだけ低価格で：というのがさえの会のモットーです。文化庁をはじめ神奈川県、かわさき市民公益活動助成金を得、チケットは完売の中での公演でしたが、経済的には苦しくかなり赤字の公演でした。

◆音楽のまち・かわさき

“文化”や“音楽”というものは、本来に難しいと思います。極端な言い方を

すれば、世の中から食料が無くなったら人の生命にかかわる問題が起きてきますが、音楽が無くなっても生きていくことはできます。しかし、世の中から「音楽」というものが本当に無くなったらどうなるのでしょうか。

「ミュージザ川崎シンフォニーホール」の誕生を機に、川崎市は「音楽のまち・かわさき」をキャッチフレーズに掲げました。阿部市長は「市政の小窓（平成一五年八月一日）」に「音楽のまち・かわさき」についてのコメントを書いています。また、川崎市制八〇周年の二〇〇四年四月、音楽を中心とした多様な市民の多彩な文化、芸術活動の創造を通じた、活力と潤いのある地域社会づくりをめざして（HPより転用）市民団体「音楽のまち・かわさき」推進協議会が発足しています。

川崎市が目指している「音楽のまち・かわさき」というのはどのような「まち」なのでしょう。ストリートミュージシャンに温かい「音楽のまち・かわさき」というイメージも定着しつつあり、「かわさき音楽コンテスト」や「カワサキ・ストリート・ミュージック・バトル」なども盛り上がっています。「ミュージザ川崎シンフォニーホール」という立派なホールができ、各区役所や市民館では、それぞれ工夫された無料のコンサートが企画されています。どれもみんな素晴らしいこと。着実に川崎市に「音楽のまち・かわさき」が根付いてきていると言つていいでしょう。

しかし昨年、ある市外の団体から「川崎市は「音楽のまち・かわさき」と銘打

っているが実感としてどうですか？」というインタビュウを受けた時、私は正直なところ、答えに詰つてしまいました。川崎市がイメージしている「音楽のまち・かわさき」に少し違和感を覚え、実際に音楽に携わる演奏家と行政との間に、文化や文化の位置づけに対する意識の温度差を感じていたからだと思えます。

◆これからの「音楽のまち・かわさき」

「ミュージザ川崎シンフォニーホール」では、一流のコンサートを聴くことができます。が、川崎市には、オペラには不可欠なオーケストラピットやオペラカーテンのある、一般市民が使用できるホールは、残念ながらありません。

「コンサート」とはほとんど無縁の方に、どこまで「音楽のまち・かわさき」を身近に感じていたただけるかというのも課題の一つかもしれません。確かに「無料コンサート」というのが、これを埋める事業のように見えますが、ややもすると「無料コンサート」は、「文化」そのものをダメにしてしまいます。

川崎には、二つの音楽大学と日本を代表するオーケストラがありますが、それらに偏りすぎることなく、川崎市内で個々に活動している音楽家（団体）にももつと目を向けて、ポランティアに頼るのではなく、その演奏家（ももちろんプロ）たちと一緒に音楽のまちづくりを進めていけるようになっていくことこそ、これからの「音楽のまち・かわさき」につながるのだと思います。川崎市内の音楽家（団体）たちみんなが、「川崎

を音楽のまちにしたい！」と心から思えるような「音楽のまち・かわさき」になったら素晴らしいです。

私たち「さえの会」も、音楽のまちづくりの一端を担っていきたくて思つて活動しています。「できるだけ低価格で気軽に良い音楽に触れていただきたい」というのがモットーですが、やはり質の高い楽しいコンサートを提供するには、それなりの時間、それなりの資金が必要で、すし、なにより高い演奏技術が必要になります。今後もそのモットーに向かってコンサート活動を続けていきます。六月一四日には「虹いろ音楽館Ⅶ」合唱団

「虹」第五回コンサート（川崎市男女共同参画センター）を開催します。「日本人の心の歌」を歌い継いでいくコンサートシリーズは三か月に一度、老人ホームや喫茶店でのラウンジコンサートは随時開催しています。また、ピアノがない会場にはキーボードを持参します。

誰もが共感できる「音楽のまち・かわさき」を目指して：行政との協働事業で音楽の楽しさを伝えるコンサートが実現することを夢見て：活動していきたくて思っております。



老人ホームでのコンサート



テクノハブイノベーション川崎 (THINK)

JFE都市開発(株) 資産活用部長 藤森隆

民間主導型サイエンスパーク

川崎市臨海部、JR鶴見線又はJR南武支線の浜川崎駅から徒歩三分、京浜工業地帯の中心に民間主導のサイエンスパーク「テクノハブイノベーション川崎(以下THINK)」があります。敷地面積九haの中に、研究棟や試験棟など総延床約五万㎡の大小様々な建物三〇棟あまりがあり、二〇〇三年よりJFE都市開



テクノハブイノベーション川崎 (THINK)

発(株)が管理・運営しています。

日本鋼管と川崎製鉄の統合により生まれたJFE都市開発(株)の主な事業領域は、大規模複合開発や不動産ソリューション、マンション分譲などです。ここTHINKは旧日本鋼管の技術開発本部として、一九六〇年代より使われてきましたが、統合時の会社設立にあたり、JFE都市開発(株)の資産となりました。

浜川崎周辺地域は、一九九〇年初頭より、国、神奈川県、川崎市が様々な研究・検討を重ねてきており、そのひとつの成果として、二〇〇二年一〇月には「国が指定する都市再生緊急整備地区」になりました。その中で、THINKは「新産業拠点」として位置づけられ、二〇〇四年三月には川崎市が「南渡田周辺地域整備計画」を策定しました。この計画にのっとり、THINKは着実に民間主導型サイエンスパークへと整備を進めてきております。

最低限のコストですぐ稼動

ベンチャー企業の成長過程にはスペースや設備の確保にかかわるコスト問題が

立ちほだかることが多くあります。THINKは旧NKK研究所が持っていた既存施設を活用するため、賃料が抑えられます。また、施設内にはJFEグループが所有する最先端電子顕微鏡を設置したラボや大型実験棟などがあり、豊富な電力や窒素ガスなども供給されています。研究発表会や株主総会が開ける会議室や打ち合わせスペース、懇親会も可能な「THINK KITCHEN (レストラン)」も共用施設としてあります。コンセプトは「かばん一つで研究三昧」です。

メリットは施設や設備だけではなく、試薬や実験道具をどこに頼んだら良いかわからないという時に、JFEグループと関連のある協力会社が力になってくれるのも喜ばれています。また、テナント空間はスケルトン状態で提供するだけでなく事前に設備をつくりこむことも可能です。入居期間も話し合いで調整できるなどテナント一件ごとに、オーダーメイドで柔軟に取り組んでいます。

入居企業は現在JFEスチール(株)やJFE技研(株)などグループ企業一二社のほか、ITソフト、環境・新エネルギー、福祉、バイオ、ナノテクノロジーなど多分野の企業六二社。一、二人で運営するベンチャーから大企業の開発研究部門まで規模が幅広いのも特徴です。鉄の二倍の強度をもちながら四割程度の重量しかもたない新素材「メラミックス」の開発で注目された(株)イスマンジェイも入居企業のひとつです。また『夢見るように眠りたい』『探偵事務所5』などの映画作品で知られる林海象監督も常設スタジオを構えるなど、様々な異業種が集まり、増

場の中から新しいビジネスが生まれることを期待しています。

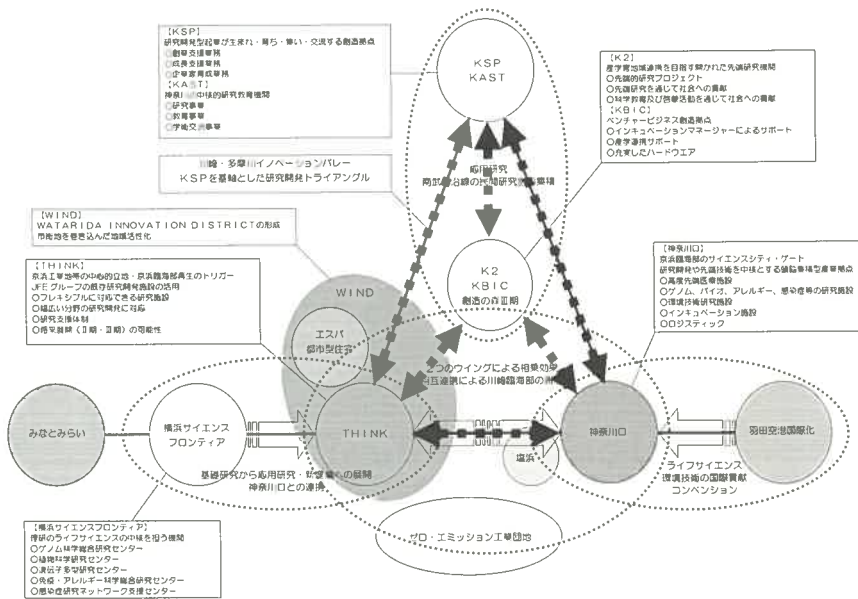
一般に、サイエンスパークの整備は更地に研究ラボやインキュベーション施設を建設し、区画・部屋ごとに募集を行い開発するケースが多く見受けられます。この場合は研究支援体制もゼロからの構築となり、時間も資金も必要となります。一方で、THINKは大企業の研究開発拠点が、そのノウハウや研究設備を開放することで、ベンチャー企業の必要とする研究支援をすぐに提供できる特徴があります。このような方法で、地域の新産業発展に寄与している例はTHINKのみだけではないでしょうか？

アジア起業家との交流地点

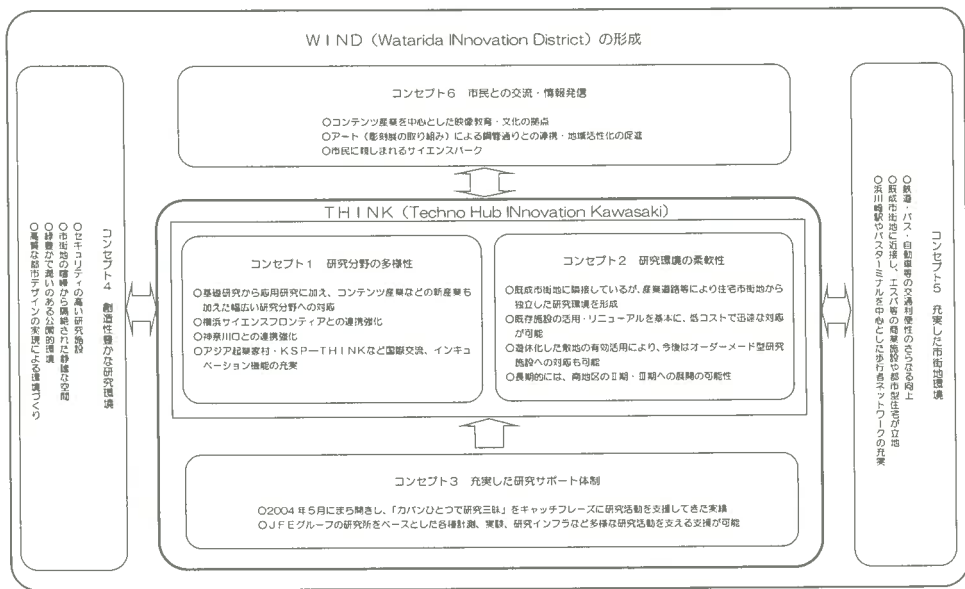
THINKは川崎市をはじめ行政との連携も進めています。正門近くに建つ京浜ビル二階では、川崎市経済局による「アジア起業家村」プロジェクトが進行中です。アジアの研究者やベンチャー企業が川崎で起業することを支援する取り組みで、経営・技術相談、ビザ取得相談などに応じ、オフィス賃料の補助も川崎市が行っています。現在、アジア起業家村には、ベトナム、中国、韓国のベンチャー一二社が入居しております。

また、京浜ビル二階は、市と国と民間企業による第三セクター・かながわサイエンスパーク(以下KSP)がインキュベート機能を担当し、アジア起業家村も含めたベンチャー企業と連携関係を結び、各社へのマネージメント支援を行っています。THINKに入居するベンチャー

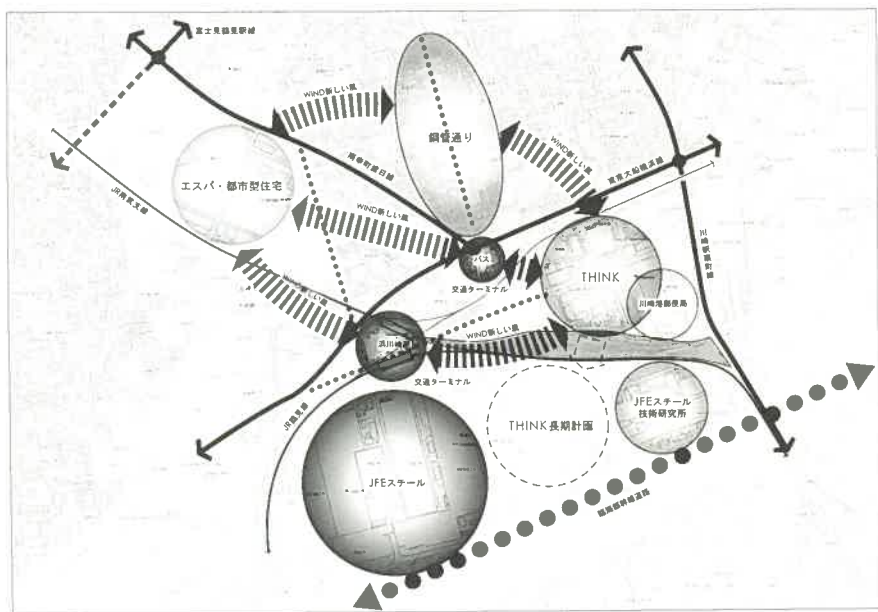
THINKの位置づけと役割



THINKフェーズIIコンセプト - THINK (研究開発拠点) からWIND (イノベーションタウン) を-



WIND (Watarida INnovation District) の概念図



THINKから新しい風(WIND)を
二〇〇四年五月のTHINK本格稼働
から四年が過ぎ、入居企業も当初の一〇

数社から六〇社を超えるまでとなりまし
た。これは、JFEグループの民間研究
施設を柔軟に有効活用した結果と考えま
す。知恵を出すことにより、最小限の投
資で既設の施設や設備を入居者に提供で
きたことが鍵となりました。
昨年、今後のTHINKの取り組みと
してWatarida Innovation District (WIN
D) 構想をまとめました。これは、TH

INKをコアに周辺市街地を巻き込みな
がら「点から線へ、線から面へ」と新産
業拠点を拡大する構想です。その一方で、
新産業の内容を幅広く捉え、特に映像・
コンテンツ産業もTHINKの柱にした
いと考えています。この三月からはNK
K旧渡田体育館が改装により、映像スタ
ジオ「THINK SPOT」として生まれ変わ
ります。これで、林監督の常設スタジオ

「川崎5スタジオ」とあわせ、映像製作現
場としてもTHINKの認知が高まるこ
とを期待しています。
今後はTHINKから新しい風(WI
ND)を起こし、川崎臨海部の二一世紀
の新産業拠点を目指し、市民にも親しみ
のめる映像や文化の発信拠点としても、
ますます発展していきたいと考えていま
す。

「市民の参加と協働による まちづくり」の実践

麻生区役所区民協働推進部地域振興課 主査

水口伸介

●はじめに

平成一九年四月、「麻生区市民活動支援施設」がオープンした。小田急線新百合ヶ丘駅南口から徒歩五分ほど。新百合ヶ丘駅南口の旧あさひ銀行グランド跡地に建設された昭和音楽大学と、上麻生北第二公園に隣接する場所に整備された施設である。

愛称は「市民交流館やまゆり」。単に「やまゆり」というのが通り名である。オープン間近の平成一九年一月に広く区民から施設名称を募って愛称が選ばれた。

麻生区民にとって、「やまゆり」という花の名は、格別の思い入れがあるようだ。区内にある百合丘という地名の由来には二、三の説があるが、中でも「やまゆり」が群生していたから」というのが地域の人々から圧倒的に支持される場所である。実際、往時には区内の至る所にこの花が自生していたという。この花は日本特産であり、「ゆりの王様」と呼ばれる。郷土の象徴とするだけの由縁にふさわしいのだろう。

一方、この建物はといえば、豆腐のよ

うに四角四面の愛想のないものではあるが、その名を冠した施設で今、市民の自主的な活動が活発に展開されている。

この施設の基本は、市民団体による自主的運営である。さまざまな市民活動の打ち合わせや会議、イベントなどに使われている。開設当初は利用も少なかつたが、現在は登録団体数三六〇となり、一年を経過して地域の市民団体の利用頻度は伸びている。

以下、この施設がオープンするまでの約2年間について報告する。

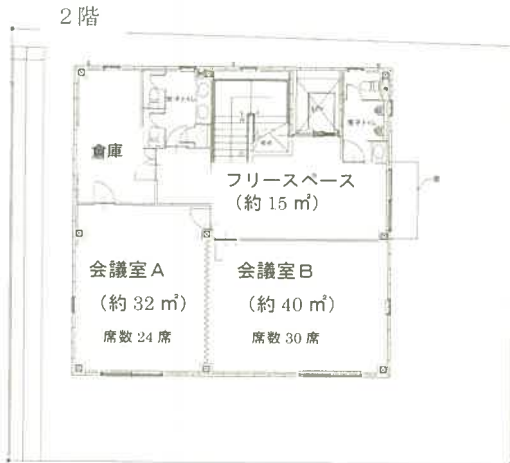
●施設の概要と設立までの経過

1 概要

(1) 「麻生市民交流館やまゆり」は、鉄骨造二階建て、敷地面積三三〇㎡、建物の延べ床面積三〇〇㎡（一五〇㎡×二）。一階フロアに事務室、サロン、印刷室。二階フロアには会議室が二つあり、可動式仕切りを開放すれば全面的にも使える。フリースペース、その他エレベーター、多目的トイレなどを備えている（図1参照）。



麻生市民交流館やまゆり 外観



麻生市民交流館やまゆり 会議室



図1

(2) この施設は川崎市の普通財産として麻生区役所が所管するものであるが、区民交流の場と市民活動の拠点として活用されている。市民活動団体「あさ

お市民活動サポートセンター」に対し本施設を賃貸借契約で有償貸付し、施設運営は当該団体が自主運営をしている（運営のあり方は後述する）。

2 施設設立までの経過(図2「全体スケジュール」参照)

(1) 平成一四年、旧あさひ銀行は新百合ヶ丘駅南口グラウンドを売却して土地利
用転換の計画を明らかにした。一方、
新百合ヶ丘駅周辺地区の計画的なまち
づくりのため、地元主体の「川崎新都
心街づくり推進協議会」が設立されて
おり、今回の開発計画にあたっては事
業者と地域が協議をしつつ、計画づく
りを行うこととなった。その結果、開
発事業者の公共整備負担協力により、
道路・公園のほか、「地域での運営を視
野に入れた多目的な市民活動施設を」
との要望から、市民交流館やまゆりの
前駆である「(仮称)新しい市民利用施

設」の建設が計画されることとなった
(平成一五年五月)。

(2) この施設は、開発事業者から川崎市
に寄附されることになったが、この時
点では、約三〇〇㎡の延床面積など、
主な前提条件以外には、施設の内容や
運営方法等に関する方針は決まってい
なかつた。このため、川崎市内部で検
討が重ねられたが、「市民の参加と協働
のまちづくり」の考え方にに基づき、平
成一六年一二月、①麻生区役所の管理
施設とすること、②施設の活用に係る
基本計画につき市民検討委員会を設
して検討することが決定された。

(3) そこで、麻生区役所は、施設の機能
及び運営方針を区民自らに検討しても
らうため、学識経験者(武藤博己法政
大学教授、委員長として川崎市が招聘)、
各種団体からの推薦委員及び公募委員
から構成される総勢二八名の「(仮称)
新しい市民利用施設市民検討委員会」
(以下「検討委員会」)を設置し、平成
一六年一二月に発足した。

この種の施設を区役所が所管するこ
とは全市的にも初めてであり、また、
麻生区のまちづくり推進組織である
「麻生まちづくり市民の会」(麻生区の
要綱で設置)の会員が市民事務局(運
営スタッフ)として検討委員会の運営
に携わったことも新しい試みであった。
(4) 委員会の検討期間は大きく分けて三
期に区分される。

第一期(施設の基本
計画及び主な運営方
針の検討)(平成一六
年一二月〜平成一七
年八月)

検討委員会は、施
設の機能・レイアウ
ト案と地域住民の運
営参加の方針などを
区民提案にまとめ、
市に提出(平成一七
年八月)。川崎市は
これを受けて基本計
画素案を作成し、検
討委員会と意見交換
をしながら最終的な
基本計画を決定した
(平成一七年一二月)。

第二期(施設運営の
あり方の検討)(平
成一七年一二月〜
平成一八年八月)

この区民提案の提出を節目として学術
研究のためイギリスに長期間渡航され、
以降は文字どおり地域の市民が中心と
なって進められた。

第三期(施設オープンに向けての準備)
(平成一八年一〇月〜平成一九年三月)

検討委員会では川崎市の考え方を受
けて、実際に施設の運営にかかわって
いく意思のある検討委員、運営検討部
会員、市民事務局の運営スタッフ等か
ら、「運営準備会」が組織された。四つ
のグループ(運営組織立ち上げ、暫定
ルール、設備・備品、設立イベント)



図2「全体スケジュール」

に分かれ、各々がオープン準備を進めた。そして、施設の運営主体となるべく設立された市民組織が「あさお市民活動サポートセンター」である（以下「サポートセンター」という）。四月オープンまでに具体的に決定すべきことは山積しており、市民と行政職員ともに連日深夜にまで及ぶ議論を繰り返した。

●施設オープン後の施設運営の状況

(1) 以上のような経過を辿りながらも、平成一九年四月三日、「市民交流館やまゆり」は市民主体で施設オープンに漕ぎつけた。川崎市内部で懸念されていた「設立したばかりの法人格なき社団との賃貸借契約が可能か否か」の問題については、検討の結果、長期二年間の組織的な検討を実施してきた実績に着目し、地縁団体に準じて契約当事者の地位を認めるに至った。ただし、今後の疑義を残さぬよう、早期のNPO法人格取得が条件であった。そして、法人格なき社団サポートセンターはその要請に応じて平成二〇年二月中旬にNPO法人格を取得した。

(2) 特筆すべきは、市の普通財産を市民団体が借り受けて、市民ボランティアによって運営がなされているところだ。おそらく他区には類がないものである。第二期区民提案の理念に基づいて、利用者の声を聞きながら、サポートセンターが施設利用のルールなど運営方針を立案・検討し、自主的に実施されている。

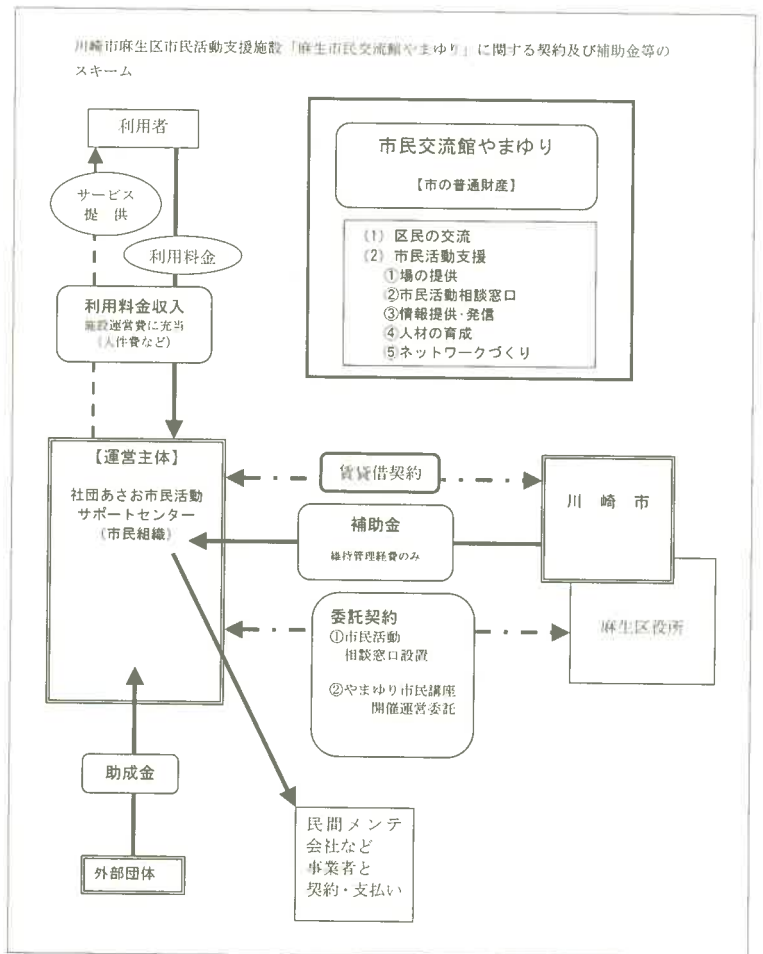


図3 「運営のスキーム」

●「参加と協働による市民自治のまじりくり」政策的視点からの論考

「地方自治は民主主義の最良の学校」という（イギリスの政治家J・ブライス）。地方自治に言及するときの常套句であるが、今回の検討委員会のあり方はその言葉にふさわしかった。

市民が公共の財産を占有して事業を実施しようとするならば、市としても市民に対して相応の責任能力を求める。市行政及び財政の仕組みから始まり、公有財産の法制度の位置づけ、契約法や不法行為法上の権利義務関係に至るまで、様々な議論を市民と行政職員とが対等な関係の中で議論した。

また、行政側が資料のたたき台を提供して検討委員がそれを吟味するという、従来ありがちであったスタイルは検討委員会の第三期には採用していない。行政側職員の能力の限界もあったが、運営準備会での資料は市民自身が担当を決めて作成し、その資料を市民同士がつぶさに検討していった。「事物に対する理解度は、ただ読むだけでは一〇%、自ら行えば七五%、人に教えればそれは九〇%定着する」という教育理論があるらしい（学習のピラミッド）。今回の検討作業にはこのような効果があったのではないか。

実際の運営には何が必要で、どのような問題が予測されるのか、市民が自ら課題を見つけ検討する過程は川崎市自治基

「運営のための市民ボランティアが集まるかどうか」は第三期を通じて最大の懸案事項であったが、運営準備会がボランティアを募集して運営の目的がたつところまで人を集めた。それを引き継ぐサポートセンターは地域のシニア世代を中心とした約六〇名のボランティアを自力で確保し、組織している。日常の業務に従事するために施設に常駐するのは、これら市民ボランティアである。常駐者は三人体制で、ローテーションを組んでおり、その調整役も市民が担っている。

(3) 施設運営に係る資金のスキームについては、市の「運営に関する基本的な

している。そのほか、外部団体からの助成金を活用している。（図3「運営のスキーム」参照）

本条例の理念にも即したものであった。施設を運営するという具体的な目標がなければ、ここまで深い議論はなされなかつたであろう。オーブンまでの残された短い時間で、様々な準備を成し遂げた市民の集中力と瞬発力には敬意を表したい。

●おわりに

「、やまゆり“花はヤンチャでね”。この花に詳しい麻生区の人々は言う。土地を選ぶのだそうだ。成長のために必要な条件が揃うのは難しいらしい。

この施設が建設されるために必要な条件が絶妙のタイミングで揃ったと思える。

その意味で好機を逃さず市民が行動に移せたこと自体が麻生区の市民力の高さをうかがわせる。

そして、「やまゆり」は決して孤高の花ではなく、群生して開花するのが本性的なのだそうだ。ある辞典によると、この花の特徴として「種から育成すると」発芽から開花までには少なくとも五年以上かかり、・・・株が古いほど多くの花をつける」とある。

今「市民交流館やまゆり」には人々が徐々に集まり始めている。この施設が名前のとおり、地域の人々から愛着を得るものとなり、年をふるごとに多くの人が集まる場になつていくことを願う。

現場の目2

交通安全。ハートナー事業について

市民局地域生活部地域生活課

鶴井純一郎

川崎市は、政令市の中で人口一〇万人当たりの交通事故発生件数が四二・一件と最も少ない都市というのをご存知でしょうか。これは、川崎市・区交通安全対策協議会をはじめとして、市・区役所、警察署、各交通安全団体が連携を図り、交通事故のない安全で住みやすいまちづくりを推進するために、市民総ぐるみに

よる交通安全対策を推進してきた結果であると考えます。この交通安全対策の一環として川崎市市民局では、新入学児童のみなさんが運転者からも認識できるように黄色で目立つ彩色のランドセルカバーをつけることにより、交通事故から児童を守る事業を実施しています。

平成19年中の政令指定都市の交通事故の状況

(単位:人)

	人口	交通事故発生件数	負傷者(死者)	人口10万人当たりの件数	順位
川崎市	1,373,630	5,791	6,665(29)	421.6	1
札幌市	1,895,882	9,975	11,938(49)	526.1	3
仙台市	1,029,552	6,477	8,040(23)	629.1	7
さいたま市	1,192,418	7,354	8,847(20)	616.7	5
千葉市	936,029	5,130	6,256(27)	548.1	4
横浜市	3,631,236	19,037	22,434(76)	524.3	2
新潟市	805,483	5,249	6,553(23)	651.7	8
静岡市	720,670	7,141	8,716(21)	990.9	16
浜松市	811,431	9,553	12,348(31)	1,177.3	17
名古屋市	2,239,464	17,796	21,297(72)	794.7	13
京都市	1,468,906	10,586	12,564(38)	720.7	11
大阪市	2,645,305	17,390	20,304(73)	657.4	9
堺市	835,333	5,744	6,937(25)	687.6	10
神戸市	1,530,847	9,540	11,680(37)	623.2	6
広島市	1,163,806	8,443	10,359(33)	725.5	12
北九州市	986,998	9,095	12,257(36)	921.5	14
福岡市	1,430,371	13,723	17,191(30)	959.4	15

※人口は、平成20年1月1日基準

※人口10万人当たりの件数は小数点第2位を四捨五入した。

来年度に向けて実施するにあたり、ランドセルカバーの原材料である石油の高騰による価格の上昇や耐久性等の課題があることや、防犯対策上の効果を期待するためにデザインを一新し、機能を向上したランドセルカバーを作成しようとして企画しました。

まず、新しいランドセルカバーの作成費用について、従来のランドセルカバーよりも材質や機能を向上させるためには、今より費用がかかっています。また、行財政改革プランにより効率的な予算運営が求められているため、新たに予算化してランドセルカバーを作成することが困難な状況でした。そのため、作成費用を獲得する方策として、現在、川崎市が

発行している広報物等に民間企業等から広告料を負担していただき、広告掲載したものを作成している事業があります。このように民間企業等の活力を活かした新たな事業として広げられることに着目するとともに、ランドセルカバーの目的である児童を交通事故から守る対策であることを前提に、民間企業等の単に宣伝効果を期待するだけではなく、交通安全に関する社会貢献として賛同していただける企業等がないかどうか事前にアンケート調査を実施することにしました。その結果、興味を持っていただいた企業もありましたが、賛同することは難しいとの回答が多い結果となり、その後、企業へ直接行って事業の説明をしました。

なかなかいい返事はいただけませんでした。

デザインについては、以前、ある企業から映画の宣伝が大きく掲載されたランドセルカバをいただき、配布について教育関係者において検討していただいたところ、子どもを企業の宣伝媒体にしてはいけないということで承諾をいただけませんでした。そのため、今回は企業等の社名・ロゴ程度の掲載までとし、なんといっても新入学児童のみなさんがランドセルカバをつけて学校へ行きたいと思えるようなデザインをイメージして三種類作成しました。これらのランドセルカバには、フルカラーで一層目立たせ



ることに加え、夕暮れ時や暗いところでも車のライトなどで反射するインクをランドセルカバに印刷するなど工夫し、機能を向上させました。まず一つ目は、従来どおりの横断歩道の指示標識のマークが入ったものを基本として作成しました。二つ目は、神奈川県警察のシンボルのキャラクターである「ピーガルクン」のデザインです。すでにこのキャラクターは、見たことがある方もいるかと思いますが、「ピーガルクン」の使用許可については、神奈川県警察本部へ行き、趣旨を説明したところ、交通安全の推進ということで理解していただき、快く承諾していただきました。三つ目は、信号機をモチーフにした「かわさきしんごくん」です。これは、実は私のオリジナルデザインです。この「かわさきしんごくん」は、パソコンに内蔵されてある基本図形のみを使って作成しました。こうして、

各関係部署と調整を図り、交通安全に関する社会貢献に賛同できる企業を募集し、一番高い掲載料を負担していただける企業を「交通安全パートナー」と位置づけ、三種類のランドセルカバデザインの中から一つを選択していただく「交通安全パートナー事業」を提案し企画しました。

自ら企業へ出向き、概要を説明することは初めての経験であり、手探りの状態でしたが、川崎市インターネットホームページ

ジを利用して募集要項を掲載し、それに伴い、報道機関への情報提供をした結果、新聞に掲載され広く周知することができました。その後、記事についていくつかの企業等から問い合わせがありました。実際に申し込みがあるか不安でした。しかし、申し込みしていただけた企業等が現れ、申し込みのあった複数の企業等の中から「セレサ川崎農業協同組合」が平成二〇年度の「交通安全パートナー」として決定することができました。しかも、この事業にかかる費用を全額負担していただけるという予想以上の結果となり、ランドセルカバ作成にかかる予算も執行せず、節減することができたことが大きな成果でした。また、デザインには

「かわさきしんごくん」が採用されることとなり、四月にはこのランドセルカバをつけた新入学児童のみなさんが喜んで歩いている姿を楽しみにしています。

この「交通安全パートナー事業」の試みは、おそらく政令指定都市の中でも初めてであるとともに、今後、この事業を参考に社会貢献をめざす企業等と協働して、民間活力を活かした交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進していきたいと考えます。

最後に、この「交通安全パートナー事業」に賛同していただいた「セレサ川崎農業協同組合」にこの場をお借りして、感謝いたします。

記者の目

「情報発信力」

東京新聞川崎支局

飯田克志

政担当者が言っていたことです。

「川崎市はアピールやPRが下手なんです。横浜市や周りの自治体が新しい政策として発表したことについて、川崎市はどうですかと、担当課に聞くと、『それは、もうやっています』ということが多々ありますよ。」

三月で川崎支局に配属され、三年が経過しました。中原区の武蔵小杉駅近くに住んでいるせいもありますが、この間、街の表情が大きく変わってきている、と感じています。

ただ、川崎市で変わらない印象もあります。それは、引き継ぎで、前任者の市

取材をしていて、前任者の指摘するように施策・政策でのアピール力が弱く、もったいないと感じることもあります。一方で、市職員からは、報道する側が正当に内容を評価せず、川崎のニュースが少ないという内容の指摘を聞いたこともあります。

でも、徐々にアピール力の「弱さ」の「質」について気になり、疑問を持つようになりました。

最近の例では、「市民自治のまちづくり」の柱の施策として、二〇〇七年度から導入されたパブリックコメント手続制度。

市が新たな施策を実施する際、事前に案を公表し、募集した市民意見を考慮して政策をまとめる制度。市は市ホームページや広報紙、区役所の行政サービスコーナーで情報を提供。意見募集期間を原則三〇日以上としています。

では、実際の募集の結果はどうかというと、市民意見が数件やゼロといったケースがあります。市民の関心度の問題もあると思いますが、そもそもパブリックコメント募集の情報自体が、市民に十分に届いていないという疑問点が浮かびます。

仕事柄、市のホームページをよく見ますが、一般の市民が行政のホームページを毎日のように見るでしょうか？ 用事があつて区役所に行つて、行政コーナーに立ち寄るでしょうか？ これは制度の運用面的な課題だと思います。

では、アピール力の「質」についての疑問はというと、報道への対応です。

パブリックコメント手続の実施について、報道向けに一切の資料提供、発表が

ないケースが目につきます。記事として、政策案が紙面に掲載されるかは別として、市民生活に重要な施策であれば、報道を通じて知らせるとするのは、アピールの大きな手段になるはず。

何故、それをしないのでしょうか？取材を受けるのが面倒？ 市民にあまり知られると意見が多くなり面倒？ 形式だけですませたい？ と、うがった見方すらしてしまいます。市民の意見が、どのように施策に反映されているかという以前の状況です。

アピール力が「弱い」のではなく、「消極的」あるいは「否定的」なのではと、思えるのです。《部署によつては、こちらが内心「もういいですよ」というぐらい、アピールしてくるところも、たくさんあります》。

どの自治体でも、旗印として、「市民との協働」を掲げる今。その出発点は、良い内容、悪い内容を問わず、行政と市民が情報を共有することではないのでしょうか。どう、「アピール下手」を変えていくか、注目して取材を続けていきます。



神奈川県自治総合研究センターの研究事業について

神奈川県自治総合研究センター研修研究部研究課

1 はじめに

神奈川県自治総合研究センター（以下、「自総研」という。）は、神奈川県職員の研究と地方自治に関する基礎的な調査研究を行う神奈川県組織で、昭和三四年七月に公務研修所として設置された。その後、昭和五二年に研究部が創設され、地方自治体における政策研究の重要性にいち早く着目し、昭和五五年四月に現在の名称に改称され新たなスタートを切った。

自総研で実施する調査研究は、研究部の創設とともに始まったが、現在実施している主な研究事業としては、調査研究事業である部局共同研究事業及び自総研独自研究事業、また、地方自治や県行政の重要課題に関する情報等を広く提供する「自治体学研究」の発行がある。本稿では、前記のうち、調査研究事業である部局共同研究と自総研独自研究について、平成一九年度はじめに発表した研究報告の内容を中心に紹介したい。

2 部局共同研究

部局共同研究は、県の関係部局や市町村職員等と自総研職員が研究チームを構成し、部局等から要請のあった県の重要課題を研究テーマに設定し、その成果を施策へ反映することを目的としている。研究チームは概ね一〇名程度で、研究期間は原則一年間だが、テーマに応じてもっと短期間で報告をまとめるなど、柔軟に対応することも可能である。また、研究チーム員には、テーマによっては関係する団体や大学院生などにも参加していた。場合がある。発表した研究報告は二テーマで、研究期間はいずれも平成一八年四月から平成一九年三月までの一年間で、概要は次のとおりである。

① 研究の目的・対象

（一） 神奈川のビジネスの国際化に向けて、外資系企業誘致の取り組み
（二） 研究の目的・対象
 昨今、対日投資が注目されている。国では「対日投資促進プログラム」を策定し、我が国に新たな製品やサービス、技術や経営手法をもたらし、雇用の機会を

創出し、海外から資金の供給を図ろうとしている。一方、神奈川県でも「外資系企業誘致」に積極的に取り組んでいる。経済のグローバル化が進展する中で、県内企業のビジネスチャンスが創出され、県内経済が活性化するためには、「外資系企業誘致」を進めることが効果的だからである。そこで、「外資系企業誘致」をさらに進めるために、どのような施策・事業が求められているのかを探り、神奈川県として何ができるのか、新たな施策・事業の方向性を提示する。

② 研究の内容

全体は五章で組み立てられ、第一章から第四章までで対日直接投資の現状や、本県及び他自治体の外資系企業誘致活動の現状を整理し、第五章で、本県に立地した外資系企業へのヒアリング結果を基に、本県の外資系企業誘致に係る施策・事業について評価を行い、今後の方向性を提示している。

●第一章 対日直接投資が注目される背景とその現状

対日直接投資の促進は、海外から資金だけでなく優れた人材や技術、経営手法を受け入れ、その結果として国内のイノベーションが実現すれば、少子高齢化がもたらす経済的制約要因を打破し、わが国の国際競争力の強化や地域経済の活性化につながる。しかし、我が国の対日直接投資は少なく、二〇〇二年に対日直接投資促進を国家の経済活性化戦略の一つとして位置づけ、翌年の総理大臣施政方針演説で二〇〇六年末までの五年間に、対日直接投資残高の倍増をめざすと表明した。

●第二章 外資系企業誘致

整備された交通アクセス、消費地としてのポテンシャルの高さ、東京に比べて低い立地コスト、高度な産業集積と研究機関の集積等本県の立地環境は外資系企業に魅力的であり、今後は、販売活動を重視する企業（一次進出）に対しては交通アクセス、市場性、立地コストなどの営業拠点としての魅力をアピールし、事業展開を重視する企業（二次進出）に対しては、高度な産業集積や研究機関との連携等本県が持つアドバンテージの活用を促すことが有効である。

●第三章 神奈川県における外資系企業誘致活動

本県では、友好交流地域（米国・メリーランド州等）やその他の地域（英国・南東イングランド地域等）と経済交流を行っているが、最近では知事が交流相手先を訪問し、企業誘致に向けたトップセールスを行うなど、外資系企業を誘致している。加えて、パンフレット、DVD、ウェブサイト等によるプロモーション活動、施設整備等助成制度を中心とした経済的インセンティブ、幅広い分野にわたる情報提供を中心としたワンストップサービス、横浜市、川崎市、ジェトロ横浜との共同運営によるスタートアップオフィス等の開設等の企業誘致施策を実施し、平成一九年二月末現在で八社の外資系企業を誘致している。

●第四章 各自治体における外資系企業誘致活動

二〇〇五年にジェトロが実施した地方自治体における外資系企業誘致活動の実

態についてのアンケート結果によれば、誘致イベントの開催や外国語ホームページの整備等の取り組みについては共通しているが、専門職員の配置や外国人・民間人の登用、外資系企業のみを対象とした補助金制度の状況では、自治体間で取組み姿勢にかなりの差がある。

●第五章 外資系企業のさらなる誘致に向けて

本県が誘致した外資系企業八社のうち七社は横浜市内への立地であり、東西パランスへの配慮という点を考えると、今後は、県内全域への誘致に取り組むことが求められる。また、これまでに誘致した企業は一次進出によるものが多く、大規模な投資が見込める二次進出の誘致について積極的に取り組む必要がある。そのため、「横浜・川崎以外の地域への二次進出」に重点を置いた誘致の仕掛けが必要で、特に、東京都内でのプロモーション活動が重要になる。具体には、本県の東京事務所を担当職員を配置し、都内の外資系企業に対するプロモーション活動の実施や、在日大使館や在日商工会議所等を対象としたトップセールスなどが考えられる。

(2) 地方公共団体における市場化テストと公共サービス改革法に基づく手続を中心として

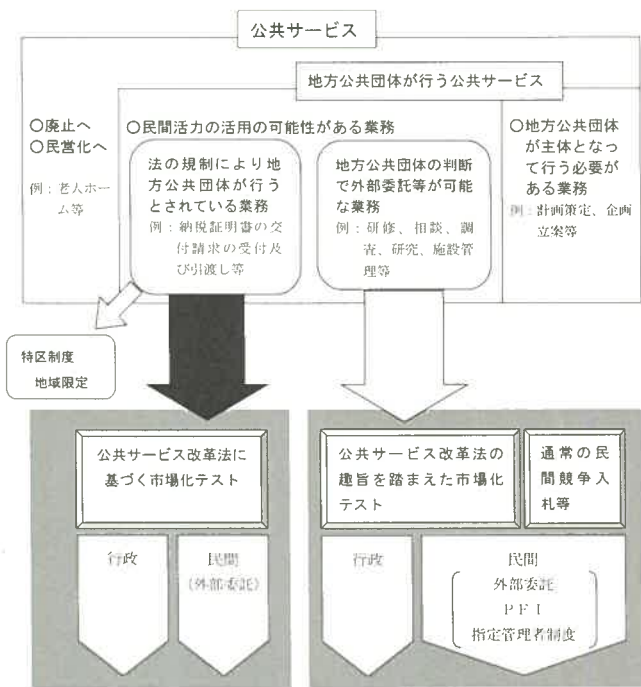
① 研究の目的

新たな行政運営手法の一つとして「市場化テスト」といわれる制度が注目を集めている。この市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下、「公共サービス改革法」とい

う。）」が平成一八年七月に施行されたことにより、本格的導入の段階に入ったといえる。こうした状況を踏まえ、市場化テストの中に位置づけられる仕組みの中でも、この法律に基づく新たな競争入札制度を主な研究の対象とし、地方公共団体がこの仕組みを導入する際に必要となる手続やそれに伴う課題を整理する。

② 研究の内容

全体は三章で構成され、第一章で公共サービス改革法と市場化テストの関係、円滑な法制度導入の検討に向けた基本的な考え方を整理し、第二章で公共サービス改革法に基づく新たな競争入札制度実施のプロセスや法に基づく官民競争入札等の効果と課題について提起し、第三章で地方公共団体における市場化テスト活用の可能性について検討し、その結果を



公共サービスの提供と適切な担い手のイメージ

セスとタイムスケジュールで事業実施に至るのかを検討し、公共サービス改革法の総括的な立場に立つて、より円滑に法を運用、活用していく観点から次のような課題への対応の必要性を指摘した。・長期継続契約の可能性の再検討・特定公共サービスの契約締結の前提となる議案及び議決の項目・特定公共サービス

整理した。●第一章 地方公共団体にとって公共サービス改革法とは

公共サービス改革法では、地方公共団体が「特定公共サービス」について官民競争入札等を実施しようとする場合の環境整備について規定されているが、実際に実施するか否かは各々の判断に委ねられている。また、法に定められた手続においても、地方公共団体の工夫の余地が残された制度設計がなされており、官民競争入札等の実施について、それぞれの団体の自発性、自主性に委ねられていることが、この法律の大きな特徴である。

●第二章 地方公共団体における新たな競争入札制度実施プロセス

地方公共団体が公共サービス改革法に基づく市場化テストを導入するに当たって、どのようなプロセスとタイムスケジュールで事業実施に至るのかを検討し、公共サービス改革法の総括的な立場に立つて、より円滑に法を運用、活用していく観点から次のような課題への対応の必要性を指摘した。

の業務と地方公共団体の行う監査・円滑な業務実施のための退職手当の特例と職員の民間派遣の可能性（職員の処遇）

●第三章 市場化テストの活用に向けて

現状では、一連の業務を切り分けた一部分や一括で処理することが効率的である事務・事業の一部が市場化テストの対象となるなど、手続に要する作業に対してあまりにメリットが少なく、地方公共団体が活用しやすいような特定サービスの設定が期待される。しかしながら、地方公共団体が、市場化テストという手法を創意思工夫の中でうまく使いこなすことにより、公共サービスの質と効率性を向上させるという本来の目的だけでなく、行政の透明性の確保や職員の意識改革、住民参加の向上、一層のサービスの向上のための官民協働の促進等様々な副次的な効果が図られる可能性を持っている。地方公共団体の公共サービス全体の改革につなげていく手法として注目していきたい。

3 自総研独自研究

自総研独自研究は、複数の部局にまたがる制度研究等について、政策形成に寄与することをめざして、学識者等から指導・助言をいただきながら自総研研究課の職員が研究を進めるものである。先に発表した「裁判外紛争処理制度（ADR）」・「特殊オンブズパーソン制度を中心とした」は、平成一七年度及び一八年度の二年間にわたり研究したもので、斎藤誠（東京大学大学院教授）、金井利之（同）、村上正子（筑波大学助教授）三氏による研究

項目	留意点
住民等の行為規範 苦情の範囲	遵守すべき権利の定義、どのような行為が権利侵害に当たるのかを定義する際には、制度をつくるに当たっての住民コンセンサスを得る観点から、事例の収集が必要となる。
行政型ADR機関の権能等	○ 行政型ADR機関の権能に制度改善に係る提言を含めるのか、管轄内の苦情・紛争に係る具体的な行為に基づく相談に限るのかなどの検討が必要となる。 ○ 特に、オンブズパーソンの場合には、その人選に際し、首長の任命とするのか、議会の同意を得て首長が任命するのかなどについて、オンブズパーソンの権能と議会との関係を踏まえて検討する必要がある。
相談	○ 行政がADR機関による相談と既存の行政相談制度との異同を明確にする必要がある。 ○ 受け付ける苦情の範囲について、行政型ADR機関の権能との関係で、具体的な苦情に限るのか、「自治政策方針」に関する苦情も含めるのかなどの検討が必要となる。
調整活動	○ 調整活動は、訴訟と異なる行政型ADRの特徴となり得るので、制度設計の際には、相談の段階あるいは救済申立て後の段階のなかに位置づける必要がある。 ○ 相談から調整活動までの一連の流れを行うに当たっては、遵守すべき権利や禁止すべき権利侵害の内容に応じて専門性が求められる。行政型ADR機関に専門委員を設置する場合にあっては、その位置づけを含め条例に規定する必要がある。
救済措置	○ 行政型ADR機関が行う調査及び是正等の勧告の実効性確保の手法について ① 調査・勧告等の相手方が私人である場合には、相手方に弁明の機会を付与するとともに、制度への理解、信頼を得て、任意の協力を努める。 一 勧告に従わないことをもって行う公表等の社会的制裁措置は避けるべき ② 調査・勧告等の相手方が行政機関である場合には、勧告等に従わない場合が考えられるが、行政型ADR機関の権能との関係で次のいずれかの方法を検討する必要がある。 一 「自治政策方針」に関する苦情は、受け付ける苦情から除外する、又は、行政型ADR機関が調査・勧告等を行えない場合として除外する。 一 行政機関が行政型ADR機関の行う調査・勧告等に従えない場合の措置（理由を付して公表するなど）を条例に規定する。 ○ 調査・勧告等の実効性を確保するという観点から、附属機関としての行政型ADR機関が調査・勧告等を行うのか、行政型ADR機関から要請を受けた首長が行うのかを検討する必要がある。

行政型ADRの制度設計に当たっての留意点

会を設置し、指導・助言をいただいた。概要は次のとおりである。

① 研究の目的

平成一六年度に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下、「ADR法」という。）が成立し、裁判外紛争処理（以下、「ADR」という。）についての一般的なルールが定められた。地方自治体においては、従来から公害紛争処理等についてADRを主宰しているが、この法律の施行に伴い、民間の主宰するADR（民間型ADR）が活発化し、地方

自治体主宰のADR（行政型ADR）に何らかの影響を及ぼすと思われる。そこで、ADRに関する一般的事項を整理するとともに、人権等の分野での行政型ADR（オンブズパーソン制度）に着目し、その実証的な分析を通して、行政型ADRの特徴やこれを創設する際の留意事項を検討した。

② 研究の内容

全体は四章から構成され、第一章ではADRの特徴等その概要について整理し、第二章では行政型ADRについてオンブ

ズパーソン制度を中心に検討し、第三章で地方自治体の特殊オンブズパーソン制度の事例について検討、第四章で行政型ADRの制度設計に当たっての留意点について整理した。概要は次のとおりである。

●第一章 ADRとは

本研究では、ADRを「訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」と定義する。その類型としては、司法型ADR（裁判所で行われるもの）、行政型ADR（独立の行政委員会や行政機関等が行うもの）、民間型ADR（民間組織や弁護士会、業界団体が運営するもの）がある。ADRについては司法制度改革のなかで議論が進められたが、ADR法の施行等により、行政型ADRが見直される可能性がある。

●第二章 ADRと地方自治体

従来、行政型ADRは公害紛争や建築紛争等、比較的法令等の規律密度の高い分野で設置されていたが、最近では規律密度の低い分野（子どもの権利保障、人権擁護等）でも、住民の権利救済に主眼を置き、条例により設置され始め、オンブズパーソン制度と呼ばれることが多い。

オンブズパーソン制度は、行政一般を管轄する一般オンブズパーソン制度と特定の領域を管轄する特殊オンブズパーソン制度に区別でき、また、設置主体により公的オンブズパーソン制度と私的オンブズパーソン制度に区別できる。

●第三章 地方自治体における特殊オンブズパーソン制度の事例

特殊オンブズパーソン制度の事例として、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例等、地方自治体の四条例について比較検討した。

●第四章 行政型ADRの制度設計に当たっての留意点

行政型ADRの制度設計に当たっての留意点について、別表のとおり整理した。

4 おわりに

以上、平成一九年度はじめに発表した報告書に沿って、自総研で行っている調査研究についてご紹介したが、最近は、研究成果の施策への反映を特に重視して、研究チーム員は鋭意、研究に取り組んでいる。

本報告書については、自総研及び県庁の県政情報センターで販売（かながわのビジネスの国際化に向けて 四三三円（税込み）、地方公共団体における市場化テスト 六九三（同）、裁判外紛争処理制度 四六七円（同））しているので、ご利用いただければ幸いです。また、それ以前の研究報告書については、自総研のホームページに掲載しているので、併せてご覧いただければと思います。さらに、平成十九年度も部局共同研究二テーマと自総研独自研究一テーマについて研究を実施しているので、近く発表できる予定である。

なお、研究報告書等についてのお問い合わせは、自総研研究課（電話045-896-2932）までお願いしたい。

『政策情報かわさき』 22号特集紹介

■特集1 市民が主役の地方分権

【地方分権推進タウンミーティング】◇地方分権推進タウンミーティングを開催！◇市長講演録から◇地方分権推進タウンミーティングアンケート結果から【自律型区行政の展開1】◇区民会議本格実施！【白石尚】◇各区区民会議委員長の区民会議への期待・所感、抱負（魚津利興／葉山直次／横川郁子／宮田良辰／小林達哉／田嶋郁雄／西谷明子）【自律型区行政の展開2】◇区民の調整と予算について（北沢仁美）【自律型区行政の展開3】各区の取り組みから】◇川崎区―戦略的な広報・広聴システムの整備に向けて（矢島吉朗）◇幸区―さいわいコミュニティサイトの推進（福田佐智子）◇中原区―自転車と共生するまちづくり委員会（飯塚豊）◇高津区―市民の参加と協働による開かれた区政の展開をめざして（藤原千尋）◇宮前区―コミュニティ交通の導入に向けた取り組み（東哲也）◇多摩区―磨けば光る多摩事業（加藤洋子）◇麻生区―麻生区自然エネルギー活用促進事業について（西泉壮一）【自律型区行政の展開4】◇地方自治制度における区（棚橋匡）【自律型区行政の展開5】◇民間区長対談（堺市南区長・古川洋子／川崎市宮前区長・大下勝巳）【まとめ】

■特集2 専門知のストックと継承

【座談会】行政における専門知のストックと継承（「コーディネーター」法政大学人

間環境学部教授・小島聡（出席者）三橋君枝・足利啓一・小笠原康司・内山政士）◇自ら主体的にキャリアプランをデザインするシステムの試行について（谷村元）【それぞれの取り組み1】局外人材育成計画等の展開】◇建築指導行政における専門知識のストックと継承（倉形紳一郎）◇環境局政策提言・研究成果発表会の取り組みについて（遠藤誠二）【それぞれの取り組み2】各職場・現場での取り組み】◇建設局下水道事業における人材育成（武亨）◇環境・食品衛生分野における専門職員の育成（福田依美子）◇看護師の人材育成について（上原正子）◇時代の要請に応えられる人材育成（村上敏美）【それぞれの取り組み3】職種ごとの取り組み】◇川崎市保健師記録研究会の歩み（堀内鈴子）【それぞれの取り組み4】組織を越えた市外との連携における取り組み】◇他都市の研究機関と共同の調査研究を通じた技術の研鑽（山田大介）◇大学との環境パートナーシップモデル事業（早坂孝夫）◇「財団法人水道技術研究センター」への派遣研修（山本健司）【インタビュー】透明・公正な市政への歩み（川崎市代表市民オンプズマン・東京都立大学名誉教授 兼子仁）

『政策情報かわさき』 21号特集紹介

■特集1 科学技術の成果を地域・市民の手にくかわさきの持つポテンシャル、研究開発都市に向けて

【巻頭インタビュー】科学技術の成果を地域・市民の手にくサロン世話人会座長 藤嶋昭氏インタビュー 光触媒からの出発（勸神奈川科学技術アカデミー理事長・川

崎市教育委員・藤嶋昭）【科学技術に関する、現在の動き】（1）新川崎・創造のもりの現在◇七年目を迎えた新川崎（K2）タウンキャンパス（慶應義塾大学新川崎先端研究教育連携スクエア事務局長・富澤英治）◇プラスチック光ファイバーによる高速伝送と高画質ディスプレイの実現（慶應義塾大学教授・小池康博）◇白鳥研究室と（株）SNTのナノテク世代薄膜プロジェクト（慶應義塾大学教授・白鳥世明）（2）市内で展開する三つのプロジェクト◇「HINKを拠点とする生命科学プロジェクト」◇ヒトの膜受容体の形を探索（ERAT O岩田ヒト膜受容体構造プロジェクト研究総括・岩田想／同技術参事・田中里枝）◇勸実験動物中央研究所の研究成果と社会貢献（勸実験動物中央研究所副所長・野村龍太）◇「日本医科大学と株式会社ミトコンドリアから広がる事業の可能性（日本医科大学老人病研究所教授・太田成男）（3）第3期科学技術基本計画について（文部科学省科学技術・学術政策局計画官・生川浩史）【科学技術分野が抱える二つの課題】◇川崎市の科学技術振興策について（野村有紀子）◇科学の面白さを子ども達へ◇「川崎先端科学技術副読本 川崎サイエンスワールド」（神奈川科学技術アカデミー・半田義行）◇青少年科学館での取り組み（高津高等学校教諭・成川秀幸）◇かわさきサイエンスチャレンジ（編集部）◇東芝科学館の取り組み（東芝科学館館長・小宮雅紀）◇幸テクノ塾（遠藤俊明）◇理数大好きモデル地域事業（川崎市立東小倉小学校教諭・新田瑞江）【川崎はどこに向かうのか】◇科学技術でシティセルス（永山実幸）◇川崎・多摩川イノベーション（KT

1V）の形成と羽田空港再拡張・国際化を活かす国際戦略（トリガープロジェクト）【神奈川口構想】（高橋哲也）【まとめ】

■特集2 未来につなぐ子ども施策の展開【座談会】未来につなぐ子ども施策の展開（田園調布学園大学教授・小林育子／健康福祉局こども事業本部長・藤生道子）【地域の取り組み】（1）各区こども総合支援担当の取り組み◇地域の子どもや子育て支援をコーディネートする（川崎市・美馬和子）◇こども相談窓口の開設（中原区・金高福代）◇子育てガイドブック発行などの協働の取り組み（宮前区・関和子）◇みんなで考え、関わり、創り上げた「たまたま子育てまつり」（多摩区・宮本光代）（2）地域に根ざした地域子育て支援センターの取り組み◇地域子育て支援センターふるいちば（公立）（幸区・吉田悦子）◇地域子育て支援センターたまご（民間・高津区）（社会福祉法人大慈会地域子育て支援センターたまご室長・橋本周）（3）企業の子育て支援◇日本電気株式会社（NEC）の仕事と子育ての両立支援策（編集部）◇市民活動の立場から「ままとんきつず」からの提案（特定非営利活動法人ままとんきつず理事長・有北いくこ）【専門課題への取り組み】◇こども家庭センターが担う課題（高子寿美子）◇本市における乳幼児期の発達支援の取り組み（重村伸也）

■特集3 いま、公立病院に求められる改革とは！

◇川崎市病院事業管理者 武弘道氏インタビュー◇川崎病院篠原弘子副院長・井田病院鈴木悦子副院長対談



9784862090256

ISBN978-4-86209-025-6

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価=630円(本体600円+税)

23

第 23 号
2008 March no.23

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局自治政策部

政策情報かわさき 第23号

2008年 3月31日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局自治政策部
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地
TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065
東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館
TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640